

最近の大学問題の比較研究——その一

池 田 進

(一) 大学の移り変り——パーキンス仮説

高等教育即ち大学教育を比較する場合、私たちは多元関係的に研究しなければならない。制度的類型として大学は、規範的な類型の諸面から影響を受ける。元来、大学は費用の多くかかるものであるから、大学の成長発展は、都市、私的組織、国家などの財政的資源に依存する。また、大学と他の教育の諸面との関係も極めて緊密である。従って大学の比較研究の中には、大学内部の、またはいろいろな大学の類型間の、いずれもの諸関係のさまざまな型の分析がふくまれることになる。

大学の規範の一部をべっ見するのみで重要な大学には規範の伝統があることが理解される。最初からヨーロッパで最も有意義な一つのことは学問の自由の概念であった。それを意味づけるために、大学人によってみとめられた規範の一部は、彼らが最善と考えたやり方で、ただ彼ら自身のえらんだ学生たちにのみ、好むところのものを教える自由がなければならないということであった。この外に、大学人は彼ら自身の仲間を任命する権利をもつべきであるとも考えられた。

大学が促進しなければならない課題にも他の別の規範が結びついた。知識はそれ自身のために獲得せられねばならないという原則に立って、研究と学識とが第一に重要なものとされた。このこととともに、初期のヨーロッパ大学で学者の共同社会は国際的なものであるべきこと、研究は広範なものたるべきであるという見解もとられた。この普遍性の概念は実際に大学の中に今日なお根深くしみこんでいるのである。

しばしばの攻撃にもかかわらず、これらの伝統の多くは擁護されてきた。大学の側からの防衛体制がつねに必要とされた。その特別な環境が、学問の自由が実際に維持されてきた度合に影響を与えた。理想的に何であるべきかをただ述べるだけでは保障にはならない。大学が享受した実際上の自治は、大学が他の社会制度とともに持つ関係に依存する。要するに大学は一体どこで特定社会の力構造に結びつくのか、また、大学がもつすべての権力の根源は何か……という問いが生ずるが、これは比較教育学の解答すべき問題である。

も一つははっきりいえることは、大学人の考えの目的が何であろうと、彼らの訓練はすべての専門職に向くような準備であったことである。即ち、教会・法律・医学・教育・政府などにおける地位を得るために準備させることであった。19世紀に彼らは発達する官僚制の下で行政官となった。実際に政治変動の各段階で大学は顧問や行政官吏とともに政治指導者を提供したのだった。

彼らが持っていた深遠な知識は、どんな集団が権力をもっているにせよ、彼らを必要不可欠のものにした。教会の世俗的権力が衰退するにつれ、近代国民政府は文官として法律家を運営上必要とすることを知った。学者たちの大共同社会、即ち、大学内部の専門職業集団のどれかを国家や社会がつねに必要とすることが、大学の自治や個々の教授の学問の自由を維持するに当り大学側を援助した。

以上の一般論や諸仮定は特別な状況の中でもっと詳しく吟味されねばならないものである。大学の財政の変動はある領域では大学の自治に影響を与えた。国家立法や、中等教育段階における大衆教育の発展は、国によっては抵抗することが難しかった大学に圧力を加えるに至った。慎重に選択された少数学生の口頭での要求に加えて、最近になってはっきりものをいう公衆の要求が附加された。大学の比較研究は大学と他の諸制度の間の、力構造を一定の国において明らかにしなければならない。

教育体系内部の諸関係ももちろん重要である。例えば、ヨーロッパでは少なくとも大学は大学以外の教育分野を支配しがちであったから、大学は中等教育の目的を樹立維持する手助けをしたのみならず、中等教育の内容や方法にも強い影響を与えた。幾世紀かにわたって大学は、ヨーロッパのアカデミックな中等学校と緊密に結びついた統合体系を形成した。大学の希望を充す学校が最高の特権を享受するから、他の学校もそれをまねるべく、いろいろな企てをし内容の模様替えをした。もちろん、大学の支配は、すべての環境の下の一事実としてのみ単にうけとらるべきでなく、それは精密な調査研究を要する可能性としてみなさるべきものである。多くの制度が多元的関係アプローチで研究され得ることも明らかであるが、特に大学制度については関係するところが、時間・空間的に多く、このアプローチの典型となるものである。従ってその比較研究となると、高度な比較文化・社会論にもなるのである。故に以下に試みるものは序説的な段階のものといえることができる。

大学は現行社会の大制度の一となり、社会開発や国民指導の中心をなしている。学問と研究によって知識を発展させるための最も合理的な機関が大学である。世代から世代へと知識を伝達することに大学は決定的な役割をもつとともに、現代社会や国家の問題に知識を批判的に応用するときにも積極的な役割を果さねばならない。また国際場裏において知識や文化を交換するときにも大学は発進基地または復帰点となる。将来において大学が当面する課題の関連知識を、獲得し理解し前進せしめることを可能にする諸制度を発展させようとすべての文明社会は努力するが、かかる諸制度の中で最も重要なのが大学である。

パーキンスも指摘する如く、現代の大学は、大学自身の成功の犠牲になることがある。大学進

1) Perkins, J. A., *The Dynamics of University Growth*, in Mayhew, L. B. ed.: *Higher Education in the Revolutionary Decades*, 1957, p. 113-221. 参照, 井門訳 5 頁-38 頁参照, 本節はこの論文に示唆されること多い。ここに引用するパーキンス論文は井門氏訳の原論文を若干ちぢめたものである。

学希望者の激増傾向とは逆に、学生の生活や研究の諸条件への非常な不満が存在し、専門職業が社会における創造的な役割を果そうと努力しているのに、専門職養成の教育、即ち大学教育が、伝統的学科への傾斜をますます強めるという現象が起るし、また、学問研究が他から強く要請されているのに、大学の教官たちがそれに無関心なことがある。或は、大学の構成員が世界に奉仕しなければならないのに、その努力に大学が欠けることもある。

こうした矛盾はどこからくるのか。いかなる力が阻害をしているのか。それらの力はいかにして大学の外部の関係や内部の活動に影響を与えたのか。大学内部の無秩序への傾斜に私たちは抵抗し対処することができるのだろうか。大学は、大学と社会の関係交渉の増大、地方・領域・全国にかかわる計画の必然性の増加によって、国や社会に従属すべく運命づけられてどうにもならないものなのだろうか。パーキンスの考えは次のようである。

以上の問題を明らかにするために、理論や世界観や技術が、大学の運営管理の実際的な問題に出会う接点の解明が必要である。大学は、人間の基礎的な、知識欲の団体的実現をするところである。知識および人間の知識欲にもとづいて、知識人としての行動を私たちが開始しなければならないところも大学である。知識人的行動を人間は、ギリシャの哲学者のような特大型の人間とともに始めたのであった。知識を求むる人たちが、知的能力を持ち、人間が彼自身の知性の行使によって真理を、自然界・社会・人間自身の中から発見し得ることを敢て示唆してくれたのもギリシャの偉大な哲人たちであった。

古代人の中には魔法によってよりも観察を通して、自然世界の実体を把握し得るものと考えたものもあったが、ギリシャ人ははるかにそれ以上のことをなした、即ち、3つの有力な理念——理性は観察の結果のまとめに利用し得ること、かくして得られた知識は観察の結果とは関係なくそれ自身の妥当性を持っていること、この知識は人間経験の全範囲に応用され得ることの3つの理念の接合をしたのだとパーキンスがいうように、ギリシャ人の考えた合理的人間と、知識の本質についての哲学は、人類の文化にとって極めて重要なものである。理性の勝利はまだまだであるが、ギリシャ人が理性に対して持った信念はヘーゲルにおいて完成されて西欧文明の基盤とはなった。知識は論理的思惟によって獲得されるという考え方は、近代社会の形成のための基本作業となり、人間に、人間の思想や行為に影響した、人間自身についての全体的にみてもさまざまな考え方を与えたのである。

しかし、知識の獲得だけでは不十分で、獲得された知識は伝達されることを必要とする。伝達なければ知識は死滅するからである。獲得され伝達された知識はさらに使用されねばならない。でなければ知識は不毛にして死物となる。応用の学問とともに、知識の伝達の過程そのものが知識の前線で働いている人たちを激励し指導するに至る。知識は発展し変化するとともに、いろいろなその諸部分は古くさくなるにつれて他のものとおきかえられるように、新しい知識が求められ、不正確なものが是正され、その結果、現在のよりも将来ありうるだろう世界が構想されるようになる。

学問とは相互に交通伝達し合うことであり、ソクラテスの対話は現在にも生きる教授過程であるとともに学問でもある。知識の獲得・伝達・応用という3側面に、交通伝達によって知識が環境や自らを改良するという過程をも加えることにより、私たちは近代大学を理解し得るのであるが、この知識の4側面が大学の4課題として表現されて、近代の大学が制度となってあらわれるのである。知識の獲得は研究の課題であり、知識の応用（この中に知識が知識自身および環境を改造することもふくむ）は公共奉仕を使命とする。これらの課題や使命が近代大学の目的または課題であり、大学に批判力と問題とを与えるものとなる。大学が社会の批判者として活動し、外部の勢力と対立しがちになるのもこの故である。

以上の知識の諸面は必ずしも大学において平等に強調されたのではなかった。ある面が他の面を犠牲にして強調されるのが歴史的にみてならわしであった。どの点が強調されるかは、そのとき支配的であった社会環境の知識の規格が進歩的か伝統的かによって定まったのである。伝統的な社会は伝統的知識によって決定されたし、また決定されるのであるが、そうした知識は社会の改造新生には全く役に立たないことはいうまでもない。かかる社会には、大学中心の研究は殆ど無意味であり、従って妥当でなく危険なものですらあった。そうしたところでの知識への関心は何世紀の間、ありうるだろうものよりも、あったところのものに、即ち、新しいものの研究よりは、古い知識の伝達に制限されたから、伝統的社会の支配者は、真理が秘授式に訓練された人たちの介入なくしても発見されうるだろうという考え方には寛大でなかった。中世の権威的構造は、変化が、避けねばならない危険よりはむしろのぞましい目標となる前に、ルネサンス・宗教改革・中産階級のぼっ興・労働階級の擡頭・科学的技術革新によって解消されねばならなかった。伝統的な地殻が破られ、人間の好奇心と情熱が自己主張をなし得てはじめて新しい知識への探究がはじまった。諸大学はその準備をし、社会はそれを受容し使用する構えをとりはじめた。が、そうした傾向はすぐはじまったのでなく、またどこでもそうなのではなかった。

19世紀の30年代にドイツの大学は、大学の一の中心的使命として、研究の旗をかかげた最初のものであった。産業革命とナショナリズムの熱誠とが結合して、ドイツの大学に新しい知的生活もたらされた。その後20年間にこの結合は高等教育の理論と実践のいずれをも変形するに至った。

しかし残念にもドイツ大学の花は、やせた、不毛性の地盤に咲いたという不幸な運命にあった。また大学教育はエリートに限られたので、ドイツの発展を刺激するのに必要な訓練された人的資源に欠くところがあった。しかし、ドイツの大学と社会の分離は、ドイツ社会の、君主的・貴族的・反民主的な体質から生じた分離であったということがより重要な問題なのである。大学は大学外の出来事に干渉しない限りにおいて支持された。公私の行政当局と関係をもつ研究学者は余り尊重されなかった。かくて基礎研究のみの促進が大学の真の使命となり、大学もドイツ社会もそれに満足していたものである。かかるムードの中にドイツ大学の「学問の自由」は強調されたのである。

周知のごとく、英国では大学の類型は全く変っていた。オックスフォードやケンブリッジの大学では、寄宿制の学寮が支配的要素であったし、現在もそうである。これらの学寮は金もあり、経営機構もしっかりしていたので、活潑に繁昌したが、大学の方は余り栄えなかった。かくて2つの最も古く著名な大学が、学寮教育における優秀さの故に今日まで生きのびたのである。

しかしこの分権的な学部学生中心の環境は研究や大学院教育には余り熱心でなく、英国社会との相互作用を余り持たなかった。新知識の不断の酵母になる勢力や、新しい要求が圧力を加えることもなかった。こうした無刺激の状況の中で学部学生の教育は優雅なものだったが、必ずしも学問研究に刺激的なものではなく、時には不適當なものですらあったようである。研究・高等な研究・大学行政は大学全般の責任であったにもかかわらず、衰退した。学寮における教育と行政事務の分離を最初に強調したのはマッシュュー・アーノルドであったが、その後、フルタイムの大学行政者を雇うことにより大学の経営改革は大いに促進された。

さらに大学の現代化を図るべく、一連の、クラウザー報告やロビンズ報告などがあらわれたが、実際面に変化があらわれるところまでまだ達していない。

ドイツと英国の大学はいずれも大学のもつべき多くの使命の中でひとつのものだけを強調しすぎたことに弱点があり、その結果として生じた偏見が、今日ではドイツ大学と英国学寮カレッジのかたい組織の中に凍結して了ったかのようである。両国の社会的経済的発達、高等教育の新しいよりいっそうの転回を必要とする現在、大学がその責任を果すべきものとすれば、大学は徹底的に変革されねばならないときである。こうした大学の変革には、パーキンスのいう、大学の内実の中心動力たるべき、知識の獲得・伝達・応用の外に、知識の批判力や、知識の改造力が有機的に統合される必要がある。一を無視して他を強調するような、制度の政策や行政は、大学という制度の将来の発達や活力を阻害するに至る。この隘路から脱出のあがきが、英独両国における最近の新大学運動となってあらわれているのである。この新型大学が果して伝統的大学と対抗し得る業績をあげ得るか否かはこれからの歴史が証明するだろう。

社会や国や世界への知識の応用という大学の使命の先駆はフランクリンやジェファーソンによってアメリカではなされた。しかもこの2人は時代に先行する予言者でもあった。高等教育のすべては、独立戦争が農業社会の下で、成長しつつあった産業のエネルギーを開放するまでは停滞状態にあった。独立の獲得によって古典的伝統の支配力は崩壊し、ジェファーソンやフランクリンの夢は1862年のモリル土地貸与法に立法化され、そのときからアメリカの大学の活動は活ぱつになった。アメリカの大学は、英国の学部教育の伝統と、大学院の教育と研究のためのドイツ方式の後継者となり、二者を、国民への奉仕という新使命に結びつけ、歴史上はじめて知識の各方面が大学の近代的使命に反映された。この結果、大学と社会の全体の関係をも変え、その過程の中で新しい大学理念が生れたのである。

大学の新理念の影響がはじめてあらわれた領域は農業であった。技術を農業に適応させる要求

が土地貸与法の背景の推進的必要条件の一つであったからである。農業技術へのこうした関心から、民間・政府・大学をふくむ強力な協同体制が生じ、独得な伝達ベルトをつくる必要から、国・州・連邦機関や民間団体と大学は結合したのであるが、このベルトにより、技術を食糧の生産分配に応用する考えが実践に移されたのである。また、食糧生産の上昇にかかわらず、農業労働者や農地の急激な減少にみちびかれる諸関係の調整もこれらの集団により計画された。現代の農業発展は、農業人口が減り、農場から解放された人たちが工業やサービス産業に使われない限り、殆ど不可能という方が妥当かも知れない。パーキンスによれば、今日のアメリカでは、労働人口の8%以下が食糧生産に従事しているが、この8%が農業生産を2・3世代前の生産の4倍にふやしているといわれる。

かくアメリカの大学は農業発展に大いに貢献したが、研究は大学でつづけてなされ、それは急速に、よりよく年中とれる穀物、より健康な動物、よりいっそう科学的になった農民の仕事に変形してあらわれる。そしてこれらの農民や代表者は新しい理念の新しい要求を逆に大学に対して行うのであるが、この力動的な変革はたしかに大学の機能から結果したものであり、それは農村社会を変え、つねに増加する速力で作用する一過程である。農民や農場の数が減るにつれ、ますます進んだ技術を応用しようとする圧力は上昇しつづけるのである。この全体の過程の奇跡的な結果が、今日特に発展途上の国々の何百万という餓えた人たちにとって唯一の希望ともなるものである。

もとよりこうした力動的な交換は農業にのみ限られるのではない。それは程度の差こそあれ、産業や知識の他の領域や公共行政の領域においても見い出され、工学教育と工業との関係は農業教育と農場との関係と同じになり、両者の背後には科学の研究が存在するに至った。公共行政の研究が公共企業の経営の中に優秀についての新基準を導入したが、その代りに学校への要求を強化した。これらの要求が新しい理念や訓練された卒業生によってかなえられるにつれ、プリンストン大学の「行政管理・国際関係」学部のようなものが新しく大学の中につくられるのも必然の現象といえよう。

文学や芸術の世界では、学者と作家、音楽学者と音楽家、演劇学科と劇場の間の交流の効果が著しかったが、実際にこの交流は、芸術の領域における大学の本来の役割が問われるまでに進んだのである。かくて大学の内部において、或は大学と公私機関の間において存在する力動的相互関係からいくたの新しい学問が発達したのである。企業体・農場・文化センター・政府機関をふくむ社会諸制度と大学は、諸理念・訓練された知識人・人間社会に推進エネルギーを提供する人的資源から構成される結合体がつくられ、それを新鮮にし活動的たらしむる役割を大学は新しく負わされるのであり、大学から企業体・政府部局に知識や技術が流され、そして大学に逆流してくる過程の中で、政府および産業のいずれもが変形したのである。即ち、大学の理念や人的資源は政府に公共福祉の責任を感ぜさせるまでに影響し、利潤中心の企業体を、過去にあったよりはるかに大きく公共への方向に傾斜させる助力をしたことになるのである。私的な利潤追求と公

共目的のこの融合は、協力者としての大学があったから、可能となったのであり、またこの協力は、大学が、新理念を消化し、新しい学生を訓練し、新しい応用に参加することを可能ならしめた大学の補足的使命を果たしたからこそできたのである。近代大学がこのように始業した諸力の相互作用は全体社会をも変形したが、ともに大学自身をも変形したのである。大学は変動のエンジンであり、それによって変形されるのである。大学の機能は非常に迅速な成長の圧力のさ中で成就されねばならないが、この成長の最初の最も明白なあらわれは、授業への負荷が質量共にすごく増大したことである。大学生該当年令人口は絶えず上昇し、第二次大戦後は著しくひ躍した。同時に大学入学希望者の比率も急速に拡大し、ここに新しい要因が加わった。それは、各人が希望なら中等学校以上に進むべきであり、もし彼に資金がないときは補助されねばならないということを示唆する社会哲学である。即ち、育英奨学資金制度が発展したということである²⁾。

質の面においてアメリカの中等教育は劇的に改善された。一般教育に対する責任も高校や予備学校において徐々にとられるようになり、大学においては一般教育が衰退し、最初の二年間からいっそう専門分化された研究が行われるようになったのである。しかし、これに伴う内容や方法の変化が余りにおそかったので、優秀な学生たちを満足させなかったが、こうした大学の教育内容への不信はこの頃ではすべての大学が当面している危機でもあるようである。

とかくする中に、基礎的・応用的いずれもの研究や学問は、解放された好奇心の非常に内面的な圧力と、国家の関心から出る外部的要求とに当面することになった。スプートニク・ショックによる劇的な変動の時期は各人の精神を刺激するものとなり、この国家の関心の脈動は知識の各領域の学者によって感ぜられるほどになった。かくして、分権の国アメリカにも国の集中力が加わり、連邦資金によって強力に支持された大学研究に対する国家的関心の上昇が、大学の成長に加わるもひとつの要因となったのである。この連邦の関心の結果についてはしばしば批判もされるが、大学の当面する新問題が現実的なものであることを考えるとき、批判ばかりに終始もできないのである。

アメリカにおいても連邦政府の介入の積極的な利点は無視されていなかった。科学的努力の刺激はたいいてい大学に、優秀の新基準、新しい社会奉仕や国家奉仕への新次元などをもたらした。

自然科学や工学はその発達において質的な飛躍をとげ、そのカリキュラムも改まった。連邦資金援助は今では社会科学もふくめて拡大され、大学は国家の配慮や援助をうけつつある状況である。

外部からの社会的重要な圧力は直接に大学の教職員自身にもおよぶようになった。社会的需要により計画が実施され、財政が外部から援助されるとなると、学部メンバーは、大学から政府部局や産業体制の中に転入することも容易になり、またその逆の転入も可能となる。学部メンバーが外部の機関とともに、特殊なプロジェクトにかかわることにより、大学にいっそう新しいプロ

2) パーキンス、前掲論文 p. 121 参照。

ジェクトをもたらし、大学自体の内部、大学と他機関との間のいずれもにおいて、無秩序とはいわないまでも、ますます複雑化する行政関係にみちびかれることにもなってくるのである。大学と他の社会制度との関係が急に増大するにつれ、大学の正統的機能と非正統的機能とを区別しその間に線をひき、大学の課題や役割の始末をはっきり認識することが大学の主要な課題となり、外部から来る圧力や要請も多くなるのである。かくして青年たちは将来の善き生活の建設へとみちびかれる教育をますます欲するとともに、道徳的・美的・科学的・経済的・社会的・政治的な問題がますます多くとりいられ、世界全体にわたって、知識の想像力にあふれた使用を求むる傾向もふえてくるから、知識を進め伝達し応用する仕事をしている大学はこれからもその存在が強化されねばならないものである。

こうした課題に大学はいかにして答え得るか。学生数の増大、力動的な相互関係から生ずる諸要求の増大、大学を至るところで必要とする仕事の圧力の下で新しい国家の強い要求などにかんじて対応できるか……。大学が今日、果さねばならない仕事は多いのである。

いろいろと構想をめぐらしてさまざまな専門家たちが大学の未来を論じてきたが、まだ実りある結論は出ていないし、まだ信用し得るものも余りないが、大学の諸構想を知ることによって大学の未来を描く場合の刺激にはなりうる。人間の身体の成長曲線は精神の成長曲線をはるかにしのぐものであるが、大学は量だけ大きくなってがやがや騒ぐのみで建設的なものは何もない怪物になっても困るのである。

この際、下手に統一的全体を考えて巨大になりすぎ、のたうち廻って死滅するよりは、渾沌の中に建設意欲を燃やす方が大学の将来には役に立つかも知れない。制度の統一はともすれば画一となり、創造性を守るというよりは窒息させ、自由を賞讃するよりは制限し、将来に生きるよりは過去の栄光にたよりすぎて回顧的で偏狭となり易い。制度の均衡を保つという理由で変化に抵抗しがちにもなる。かく考えれば、パーキンスもいうように、政府の要請に応じて科学調査に競争するのも、建設的不均衡をつくり出すことにより進歩を促進することになるかも知れない。これは逆説であることというまでもないが、不安に緊張する方が、批判精神も出て来て、大学を社会に対する批判にかりたてることになり、大学にはいい影響を与えることになるのかも知れない。

今日の大学のおかれた状況は、大学に対する不信の充ちたものであり、大学自身、国際的にみても、いかに改革すべきか、暗中模索と云っていい状況である。大学人は余りおびえることなく、この混乱の中に何かを打ち立てるべく、英知と勇気を大いに発揮して、荒れる大海に改革の船を漕ぎ出す蛮勇を振るって然るべきだろう。しかし、この場合、かじは英知がにぎらねばならないこというまでもない。大学においてはすべてのことが知識に基礎づけられていなければならないのである。学生造反軍への対策から大学改革を考えてはまともな策は出ないものではない。改革案を練る人自体、知識を大いに学ぶ人でなければならない。知識の未熟なものは大学の改革を議すべきではない。学問することの中からの叫びが大学改革の声となることが必要なのである。

(二) 学問の自由について

大学の自治とか学問の自由とかいう概念は大学の大学たる特権を擁護するためのスローガンといった感じのするものだが、その実体は何かというと、なかなか本体のつかめないことばである。いうならば大学人の魔法のことばというところか。国家権力が大学に介入しようとするとき、或は大学外の勢力が大学を左右しようとするとき、特に学問の自由という語は反ばく概念として大きく強調されるのである。それを犯そうとするものが現前してくるとき、はじめて抵抗力として自由や自治があらわれ出で大学統一の有力な武器となるのである。

大学の内部において、学問の自由の主要な脅迫となるものは、国家から来るものと考えられているが、このことは一方では真実でもあるが、一方ではそうでない。将来にとっても同じことだろう。それが1810年にベルリン大学を計画し設立した人たちの心の中にも存在していなかったことは明らかである。が、この学問の自由の問題にふれる前に、大学自身の内部における、狡かな敵を吟味してみる必要がある。大学の当然の義務の遂行をさまたげているものをよく考えてみると、大学と政府との関係でもなければ政治家の要求でもなく、また官僚たちの理解の不足によるでもないことがある。むしろ、それは大学によって取り扱われ広められている知識体系の変遷の結果であることが多い。また、その結果による、大学の研究活動と社会の実際の関心との関係の不可避の変化によるものでもある。この変遷は18世紀の後期と19世紀の自然科学の発達によってもたらされてから以来ずっと不可避的に生じているのである。大学の問題意識は今に始まったことでなく、初期の頃からあったものである。ただ初期の頃には長所として考えられていたものが、今日では弱点となっているまでのことである。

中世から18世紀まで、神学・法学・医学の学部における知識の獲得は権威的なものの理解以上の何ものでもなかった。大学のすべての教育は公認の教科書中心であり、カントが地理学について講義したとき、適当な手引きがないからという理由で義務的なテキストを使わずに講義するのに当局の許可を得なければならなかったのである。18世紀の懐疑主義と、哲学的理想主義の発生は、権威への古来の尊敬の念を打ちくいだしたが、大学教育が時代とともに動くようになるまでは、知識の伝統的な処理が、新しい鉱山学校や商業学校など、既定の事実を広めることにかかわるにすぎなかった、高等の教授をする諸制度においても行われていたのである。フンボルトの改革の基本理念は、大学をスコラ主義の泥沼から救い出すことであつた。大学の最初の内容における最善の諸要因と彼が信じたものを復活しようとしたものである。これらのものは事実上、凡ての学生が自らえらんでパンとバターを教育をする学部に入學する前に、完了しておかなければならない教養課程の予備的研究においてのみ発見さるべきものであつた。

1810年頃ともなれば、科学研究がいくらか大学に定着しはじめるに至つた。フンボルトは科学的技術の獲得を技術の大学にまかすことができると考え、哲学研究の精神を大学の内部で企てられた科学の全研究に行き渡らせることをのぞんだが、彼の目的は失敗した。1820年代には科学と

技術の急速なる進展は、大学は何であるべきかの理想的概念を余り重視しなかった。大学の内部で科学は大学という制度の伝統的特権を分有したが、その方法や活動のしかたは理想的なものではなかった。ドイツの他のところでは、高等技術教育の別の制度が間もなく総合大学と同格のものとなった。このように大学の知識内容を構成していたものについての、社会の新しい見方は、大学の研究と実際の生活の関係の変化へとみちびかれ、社会における大学の機能を変形させたのである。それはまた制度としての大学の構造と組織を根本的に変化させることにもなった。

18世紀の教育学の見解と対照的に、新人文主義にとり、知識は、すでにある実際的使用にあてられることになっている、自由に割り当てられ手渡されるようなものではなかった。現象の観察にもとづき一般的な妥当性についての帰納的結論になってゆく、事実科学の理解は決してそれ自身だけに終るものではない。事実科学はその所有者に、環境を強く統制する力を与えるものである。浪漫的人文主義により、すべての真の知識は自己知識であり、無限に広まり到達することのない目標であり、その探究は反省的にして内省的な過程であった。それはまた、最初には宗教の特権であった、個性の発展という世俗的形式としてみられた、一の倫理的過程であるということすらできるのである。はじめ重要であったのは知識自体の体系でなく、むしろ、その追求に徐々に進んでゆき、学習の過程から生じたような種類の個性であった。学識は、生活におけるあれこれの状況に当面したり、それを処理するための付属品ではなかった。それは生活への人間の全体反応を動機づけた、基本的価値判断を供給するものであった。リースマンは適切にもそれを、すべての急場に役立つ回転ら針盤と呼んだ。生活へのかかる態度が、きびしい独立の知的活動により育成しうるだろうというのが、すべての理想主義哲学の信念であった。そしてこれのみが、判断行為における自由な、個人の能力を訓練し、個人にひととしての個人の自律を自覚せしめ得るようなものである。理想主義的哲学者が構想した大学ははじめは高等教育制度——より進んだ段階の学校の活動を継続するための——ではなかった。また、学生が、より多くよりよく知っている人たちに教を乞うためにやってくる場所ではなかったことも明らかである。フンボルト自身、大学は、多くのものが停止し、少数のものが進みゆく場所であると考えた。少数者のみが資格づけられていた自己教育の、最も難しく最も重要な頂上として、大学は最高教育のセンターであった。学生が同時代の同志と仲間をつくり、より充実した知識の研究にその生命を献げた成熟した学者たちと親しく交っていっしょに学ぶために集まってくることのできる唯一の場所が大学であったのである。

自由が大学制度のエッセンスであった。教授たちは自分たちの教科科目を教えるために大学におったのではない。彼らは彼らを求めた至るところで活動した。講義をきこうと思ったものには何人に対しても詳細に自分たちの研究を教えたのであった。学生はえらばれて大学に入ってきたのではなかった。学校の卒業者は誰でも大学学生たろうとし、すきなところの講義をきくことができたが、自分が希望するなら学生は講義をきかないでもよかった。講義への出席は第二次的のものであり、また、単なる偶然のものでもあった。能力ある場合、学生は成熟した学者の研究に

も参加した。試験の合否に煩わされることもなかった。用意ができれば、彼がえらんだ教授の判断に従うのだった。学者共同社会のメンバーであることを承認されるか、拒否されるかのどちらかであった。このことはもちろん単純化しすぎたことではあるが、学問の自由の意味を物語っている。この考えはベルリンで暫らくの間成功し、それから少しおくれてボンでも成功した。はじめの情熱がつづく一方、知的エリートが一連の気楽な自己充実を享受し得るだろう、学校と生活の間の数年間を、大学が提供することができたのである。

この自由の概念が過去との急激な絶縁を伴ったことは明白である。教師についていえば、この学問の自由の面は初期の大学の伝統の構成物ではなかったことは明らかである。教師の自由は以前には行政組織からの独立に限られていた。時間割などなく、教授は彼自身の居室でひげもそらずに化粧着を着て、彼がのぞむならば午前7時か8時に講義をした。カントなどは彼の学生の前で彼自身の理念を展開するというようなことは決してしなかった。彼は他人が前にのべた諸理念についての講義を一週間に20時間もした後に、自分自分の時間に第一批判を書いたものである。一世代の中に教授の仕事がいかに急激に変ったかは、ベルリン大学でのヘーゲルの講義の写しが基準の仕事として直接要求された事実により示されるのである。しかし、これらの制限内においてすら、初期の教授の自由ははじめから、医学部で生ずるような、実際の緊急事態によって縮められたのである。もともと医学の教授の唯一の関心は知識の研究であり、医学の教授は実際の治療家ではなかった。関連資料や図式の収集作成の教授の仕事が彼自身のものであり、彼の事例は彼自身の手にて準備され、薬用植物や医薬は彼によってつくられ集められた。が、図書館・博物館・収集室・植物園、これらに似た大学の補助施設が創設されるとともに、また、間もなく学部構成員として分封され出した助手や補助者の雇用とともに、教授は彼がこれまで持っていたあらゆる独立性の大部分を犠牲にするに至った。教授は制度の一部となりはじめた。彼が患者への責任を、先ずはじめは私的に、それから大学病院の枠の内にとるに至ったとき、学問の自由の理念の本質は失われた。彼は学者としての彼の職業と彼の社会的責任との大きな、解決のできないかっとうの中でディレンマに立った。独立の学者の共同社会としての大学から、一つの制度としての大学の出現に向う路線上で偉大な決定的歩みは1737年のゲッチンゲン大学の創設である。類似の傾向は少しおくれて英国のグラスゴウ大学にも見られる。

学生の自由に関する限り、フンボルトの改革は、以前では初期の人文学部においてのみ適用されるにすぎなかったものを、凡ての学生に理論的に理解可能にさせたにすぎなかった。実際にこのような、カリキュラムからの独立と展開の自由は、人文学部以外ではいかなる時代でも現実的には可能ではなかったのである。

このことから自由の他の面が考察されるのであるが、それはつづいておこる論争において一貫して無視されたものだが、フンボルトや彼の世代には自明であったので、余り説明されなかったものである。即ち、学者は自由であるべきのみならず、隔離させられているものでもなければならぬ。自由と隔離は同じ貨幣の反対の両面であるが、その意味するところは、学者は彼の同僚

の日常的な仕事から、隔離されていなければならないこと、また、凡ての政治的・社会的若しくは組織的な組み入れから、世論の圧力から、ひきはなされていなければならないということである。理想主義的哲学者が理解したように、すべての創造的思想は問題との孤独な取り組みの産物であった。思想家や学者はつねに世捨て人であり、世間ばなれした変人であり、その世間ばなれのために世俗的市民から常に馬鹿にされたのである。彼の思想はまた、彼の象牙の塔が、かつて魔法使いの独房が持っていたのと同じような、暗い不吉さをふくんでいるので、大衆から恐れられたのである。元来の意味の学問の自由は、社会に介入して煩わされるようなことなく、考える自由を意味した。現実的かかり合いの中に立たされると、学問の自由は今日、非常に違ったことを意味するのである。リースマンはその著「孤独の大衆」の中で、人間を二つの倫理集団——その動機付けが、純粹に個人的・類型的妥当性を持つ内的態度によって支配される人たちと、他の人たちの一般の見解が適当にして正しいと思うところのものに一致することにより、諸状況に反応する、他者志向的友人たちとの二群に分けた。リースマンは前者の型を特に19世紀の進歩的ブルジョア社会と結びつけ、後者を大衆産業主義の現代社会の性格として考察した。他者志向型人間が現在は支配的であるとみたのはたしかに正しいが、社会組織の変遷が個人の型のバランスに変化をもたらしたという結論は疑わしいものである。それは大学が、フンボルトの規準によれば、そこにあるべき仕事を全然持たない人たちによって侵入されたということの意味するものでもある。社会が個人に変化をもたらすように見えるのは、世論の強さを示すものでもある。

学者についてのフンボルトの理想は暫らくの間は勢力があった。一世紀前までは彼の大学体系の産物はブルジョア社会でのすべての有力な地位を占めたのである。そして文化と学問は重要なものとなった。しかし、理由が何であろうともそれ自身のための学問というようなことは今では笑われるべきものとはなった。そんなものは金にも権力にもならないからである。いかなる領域においても知的に優秀であるということは疑わしいから、多くの有力な領域で、「賢明」ということはつまらなく不快なことばになった。文化は大衆に対し愉快なものにされねばならなくなった。文化の価値は、サイバネティック時代の退屈な余暇の時間を充す無害の手段として測られるのである。しかしひまなときに、ひとり衆をはなれて文化をたのしむのは文化の最善の消費である。ひとり静かに想いをねる、これまた学者の三昧境かも知れない。とにかく学ぶ人の集まる場所である大学をひまな孤独を楽しむ人のむらがり遊ぶところと規定してもピント外れにはならないようだ。ひとり静かに考えるとき、最も社会的な構想ができることマルクスにその例をみる。亡命の間に彼は最も社会的なものを書いた。

ケンブリッジ大学のクレーア学寮長のエリック・アッシュビー卿 (Sir Eric Ashby) が1967年4月下旬に行われた、ミシガン大学の「外国の世界の大学」についての国際会議での講演の中³⁾で、紀元2000年における大学のマニフェストをいくつかあげているが、教え方にふれ、学習の最

3) Sir Eric Ashby: Ivory Towers in Tomorrow's World, in Journal of Higher Education, Vol. XXXIII, No. 8 Nov. 1967, p. 417-427 参照。

も良い方法は、短時間、第一流の教授の精力的な、ときには混乱した難しい講義もきき、後は何時間もつづけてひとりで勉強することであると、フンボルトのいう孤独 (Einsamkeit) は決して大学の遺物に埋蔵さるべきでないといっているのは興味ある発言である。

18世紀の啓蒙時代の教育学者は少なくとも私たちの今日の科学改革者よりもより真面目であった。ザルツマンやカンペのような人たちは伝統的の大学をきびしく攻撃し、過去の時代の危険な、モードはずれの遺物として大学の廃止を卒直に要求した。時代が必要としたのは、学者でなく、有用な知識や技能の開発であった。これは、新しく創設された、専門家養成の技術大学の目的であったが、不幸にも英国はかかる有用なことを決して発展させなかったし、功利主義的アカデミーは大学という名の光によって目をくらまされたままに残り、最近の発展が示すようにこのことばは今日ではその現実的な意味を失ったのである。工業技術家は私たちの自然環境についての知識の獲得は青年の知性や性格を開拓する固有の途であるというように誤解しているが、歴史的知識が少しあれば、この唯物的近視眼の危険がよくわかる筈である。啓蒙の諸理念は、ナポレオンが1806年に彼の帝国大学を建設したとき、その究極の成就を見出したのである。これは従って、フランスに存在している22の大学を廃する中央集権的行政機構であり、諸大学を、国家が教えることを命じたことだけを教える特殊の制度に引き下げることであった。ベルリン大学の創設者が大学の理念を救うべく立ち上ったのも、彼らの目の前のこの合理主義的発達によってであった。知識と、この知識を実際の状況に応用する技術とは2つの根本的に異なるカテゴリーであったということ、大学は前者にのみかかわったということは彼らにとり自明のことであった。

ベルリンに集った学生たちは全く、将来の目標を何ら持たずに彼らの個性を理想主義的に開発したのではなかった。学問的成功が人びとに、知的精力や判断の独立や複雑な問題を取り扱う知性を持っているというレッテルをはることを社会から承認されたとき、こうした成功を求めて、いかなる生活の歩みにも責任の地位を確保する方向に向って、学生たちは長い途を歩いたのであった。これらの成功の見透しは学生の動機付けにおいて大きな役割を演じたかも知れないとはいえ、重要な点は、フンボルトの大学は、いろいろな職業のための訓練に主としてかかわるものではなかったことである。その実現において明白な制限あるにもかかわらず、その背後の理念は今日に至るまで、国家による支配の脅威に対する唯一の論争的武器を装備するのである。漠然とではあるがたいていの人びとは、大学教育は、訓練された教師、有能な公務員、良き科学者などを産み出すのみでなく、文化・健全な判断・広い共感や寛容をもった人たちをもつくり出すのだと考えているのである。この教育のコースの中でなされた事柄のたいていが学生の究極の質よりはむしろ学生の直接の有用性にかかわりを持つものではあるが、なおかつこの快き夢がつづけられるのである。しかし、この星雲のような夢と自己欺瞞が残る限り、私たちの抵抗意志が無力となるのは止むを得ない。ヒットラーの第三帝国の出現までは、国家の直接干渉の危険は決して大きいものではなかった。国家干渉から免がれているという感覚が強かったから、大学を却って無力にする結果になったのである。国家干渉の危険は殆どあられもしなかったのに、教授団は公務

の枠内で外部団体に抵抗することができなかつたのである。大企業や官僚たちによってひき起された、教授たちへの要求に対し、団体としての大学が意気地なくも屈したのである。

正しいと考えるものを教える教授の最初の学問の自由と、好きなものを学ぶ学生の学問の自由は、今や品質が低下し、国家の枠の中での、しかも大部分国家によって支持された団体として大学は継続さるべきこと、そしてなおかつ国家統制から自由であるべきことを大学が要求するということに変った。個人の自由は制度のための自由にとって代られた。学問だけをきりはなしての孤立化という概念はなくなってしまったのである。学者の共同社会でもあった大学が、政治的干渉からの独立の権利をいかに享受していたかはこれまでに論じてきたが、それは恰もそのかえしに、学者が妨害影響から防禦されるようにすることが社会の義務になったかの如くであった。大学がますます自己充足的になり、制度としてのそれ自身を意識するようになるに従い、すべての自律的な制度の如く大学は権利を主張し、その義務を忘れるようになった。しかし、今にしてこれらの権利をすら喪失せんか、そこには一種の詩的な正義が存在するだけになるにすぎない。

歴史的回顧を私たちの現在の状況に関連させることの強調は易いことである。私たちが現在当面している問題は、1760～1860年の世紀に事実上もみにもまれた問題であるが、私たちは私たちの見透しから、当時とられた決定の正誤——大学の大きさと場所・講義対ゼミ・職員と学生の関係・学生の選択・試験の機能などにつき判断することができるが、凡てこれらは、今日の大学教育により私たちが意味するところのものである中心的問題から私たちをそらすものである。

過去10年間西欧世界を通ずる学生叛乱の背後に横わるものを理解しようとするとき、私たちは問題にぢかにふれることになるのだが、この叛乱は極左的抗議の形式をとるに至る。極左的抗議は抗議が最もたやすくなされうる形式であり、また、抗議のいかなる形式も左翼勢力によって容易に利用されうるのである。また、それははじめは政治的なものでなく、広汎に増加した学生人口の、社会による搾取に反対する学生のうらみがはじまりなのである。1960年以來の教育の機会の拡張——合衆国・西独・仏においては殆ど3倍であり、英国では2倍以上である——は決して理想主義的に動機づけられたのでなく、利用し得る能力の選択の既成秩序体制の方法である。学生の敵は官僚国家、自由を犠牲にして効率のために組織された社会、教育を従順な技術官僚の大量生産に適応させる体制である。いろいろなセンターにおける暴動はたしかにさまざまな表向きの理由で爆発したが、公民権運動にかかわりを持つパークレーから出発して、資格試験における成功度に研究が条件づけられることから生じたベルリン問題にひろがり、少しおくれでペルシャのシャー大学、それからアムステルダムに移り、今日では、ローマ、ツーリン、マドリッド、ブラグ、コロンビア、エセックス、パリの諸大学へと学生叛乱はひろがっている。不満を発火点たらしめた存在理由はさまざまであるにしても、それらすべてを、世代間の単なる争として簡単に片付けることは危険にして認識不足な考え方である。至るところの大学生が、以前にはなかったほどに、疎外され搾取されている自らを発見することを明瞭ならしむる共通の要因というものがある。学生自身が多分たいていの場合、状況を知るほど十分に情報を与えられていないとはい

え、学問の自由という私たちの主題に対する、彼らの抗議の関連を認識することは難しいことではない。

個性の統合の人文主義的強調はもはや正しい理想ではなく、それは、それが教育されたブルジョアジーが支配階級であった19世紀の特殊な社会状況の要求を表現しているから根付き得たにすぎないのだとよくいわれるが、この考え方が認められるとすると、真摯な18世紀の合理主義者の例にならう方が私たちにはより役立つことになる。私たちは陳腐な理想をスクラップにし、「大学」とか「学問の自由」とかいうような無意味なことばに口先きだけの奉仕をするようなことを止め、私たちの要求にかなうものと私たちが考えるような種類の高等教育を率直に考え出す準備をしなければならない。でなければ、私たちは、私たちのより新しい制度施設の擁護において発言されることの多くを性格づけている、伝統主義と近代主義の不明確な混合物をうるにすぎない。地域の文化的希望を焦点づける欲求と対比するとき、学問の自由の理解はむしろ成人教育の課題であり、産業界の要請が加わるときには商業大学または工業大学の課題となる。教師・原子科学者・コンピューター操作者などの養成増加の計画と学問の自由の関係の問題はすべて必要なものであり、高等教育への機会の拡張が上記の要求を充足するために緊急に必要とされる。しかし、その何れもが、私たちが伝統的に大学教育として理解したものと関係があるかどうか。理想と現実は一致しないからして理想を捨てることはよくないし、新しい理想がないときは古い理想を郷愁的に是認することは許されるが、超保守的な考え方は支持しがたいものである。理想そのものも時の経過とともに、そしてその具体的な実現の圧力の下に、変遷した事実を忘れてはならない。

変化する状況の純粋に実用主義的な見解も近視眼的であり、この立場は凡ての原則的問題を無視し、不可避のものとして存在する事実拘束されて継起する問題にも断片的に着手する。この著しい例は誤って考えられた拡張計画である。定員よりも希望者が多いからとて、希望者の欲求の度をたしかめもせず、定員をふやすことのみで専念すれば、科学や工学には欠員を生じ、人文・社会科学は満員ということになる。実用主義的な感覚は基本的問題の軽視になり易い。私たちはよく大学の現状調査をするが、どうも全体を見通す調査研究に欠けるという印象をうけるのである。大学の問題の真偽を吟味する規準は何もない。新しい型の大学をつくるとしても、それが果して成功するかどうか、私たちは不安を感ずるのである。大学の基本的な問題のいくつかを具体的に挙げれば以下の如くである。

個々の教師や学生の自由は、学部の組織・制度的階層制、研究チームとどこまで両立し得るのか。

最も充分に可能な知的発達にみちびかれるか、或は、家庭または社会生活のごたごたからどこまではなれておれるのか。

自然・応用または社会科学の集中研究は、統合された知性と個性を開発するのに必要な哲学的次元を現実的にどこまで与え得るのか。或は別のことばでいえば、いかなるところにまで私たちは純粋科学と応用科学とを区別し得るのか。

私たちが大学教育によって意味するところのものを理解することができるのは、以上の問いに答えてからのことである。純粋な学問研究の自由を論ずることはそう難しいことではないが、現在すでに政治の場と化している大学において、いろいろな外部勢力や圧力のうずまく中で、いかに学問の自由を保障し得るかとなると、非常に難しい状況である。今日では大学に対する圧力は学生の側からも来る。即ち学生権力^{スチューデントパワー}である。その要求と学問の自由とがいかに調和されるか。これは学生権力の実体をよく見極めた上で解決さるべきものであろうが、学問の自由の主体はどこまでも知識の権威でなければならないだろう。

(三) 大学の発達形態の国際的動向——ユネスコ仮説

一九六〇年頃の時点で高等教育の形態の国際的変化を、ユネスコの世界教育調査の高等教育篇 (World Survey of Education, IV Higher Education, 1966 邦訳—世界の高等教育1969年) の第4章 高等教育の形態の変化 (訳本6頁—68頁) に示唆を求めつつ、抜粋敷えんしてみよう。

この調査は先ず、高等教育の発達形態の5つの重要な変化面として、拡大・機会の均等・科学と技術の影響・計画化の動向・地方的ならびに国際的な協力の成長を挙げる。

拡大から説明するとこれは数的増大という量的側面である。この第一の原因は、世界各国の出生率の上昇のもたらした圧力であり、それが中等教育の世界的拡大、ひいては高等教育に対する需要の増加を招来する。ここに高等教育機関の規模の増大への要求がはじまるのであるが、これには他の諸力も作用する。そうした諸力の一に各国の財政力の増強が考えられるが、これを或は経済力の成長ともいえよう。大学の学生に対する政府その他の組織からの財政援助は、従来大学に進学できなかった貧困層の学生を大学に進学可能ならしめるが、これは亦、高等教育施設がより多くの学生をうけいれるようにする政府援助をも可能にした。

下からの数の圧力とともに、上からの強い圧力が次に考えられる。その一は産業発達をもたらしす圧力である。新産業は多くの種類の新しい技術を必要とし、それがさらに新しい専門研究を要求するから、大学の内容が拡大されないと、即ち、既存の大学が新しい学部や学科を導入するか或は新しい大学の創設と新たな技術教育の増加が図られなければ、大学は産業社会の要請に応じ得なくなる。また専門家といえども大学卒業後も研究をつづける必要があるから、大学の最優秀学生の一部を大学卒業後直ちに研究の補充と訓練に向ける必要も生じてくる。大学の内外における科学のおよび技術的研究はその規模が工業的になり、産業界自体亦主要生産部門にそれぞれ研究単位をもち、これらのことが高等教育機関に対し、ますます多くの大学卒業者と研究者を求める結果となった。

上からのひとつの圧力に国家的統一の理念の力がある。この力は連邦制国家に対し、強力な統一政府をつくる因となった。例えば、ソ連や合衆国のような大連邦国家は、それぞれ或る程度の自治を伝持してきた多数の共和国または州を単一の政治的単位に合一した。規模のきわめて小さい多数の新独立国にとっても国家的統一の理念が強力に存在したのである。かくて、諸国家が

国家的統一の感情と一貫した国民文化の発展を促進すべき必要に迫られ、そのための有力な手段として、各段階の教育を通じて、その頂上に位する高等教育機関から伝達する方法がとられたのである。国家的統一の促進のために高等教育機関を利用することは、高等教育の量よりも質の方を問題とすることが多いが、ある分野では量的拡大の方が先行する問題となる。例えば、言語・文学・歴史・経済学および社会学などは、国家的統一の発展に貢献する学科として拡大が企図される。また、国家的統一は隣接諸国との外部的関係の性格によっても決定されるから、新興国は外国業務と外交団を持たなければならない。このために外国語・法律および経済学の卒業者を必要とし、従って国家的研究ばかりでなく、地方的研究と国際的研究とが国家建設に重要な役割を果し、拡大に寄与するのである。

開発途上国が工業的に発達した諸国に追いつこうとする決意からも大学の拡大は生ずる。開発期間中は新興国は高等教育および中等教育の教職員の多くを外国から補充せざるを得ないが、これが教職員輸出国、即ち、先進国の高等教育を拡大へと導くことになる。殊に新興国が早く外国援助から脱却しようとするればするほど多くの補充教員を必要とするから、その輸出品は工業国として自国の必要以上に高等教育制度を拡大しなければならないのである。

上述のことから生ずる大学の新しい任務について、ユネスコの教育の世界調査からはなれて、1967年10月米のヴァージニア州のウィリアムズバーグで開催された「教育における世界的危機についての国際会議」の諸結論の中から、示唆を求めてみよう⁴⁾。

ここでは、大学が失敗した点は、自身の条件や希望に最もよく適した方向にしっかりと根をおろしかつその方向に発展すべく苦闘している、新しい姉妹の大学制度・教育体系・諸社会を助けるために、大学自身の力を海を越えてのばす主導権をとることにおいてであると考えられ、現代の大学の無精が告発されるのだった。そんなことをするのは大学の性に合わないというわけである。この国際会議はこうした無精に危機の側面をみるのであるが、これを脱却すべく、次のことが提案される。

- 1、開発途上の国々で新しい高等教育制度の発展を確立し激励する援助をすること
- 2、開発途上の国々の教育体系の構想や開発計画
- 3、発展途上の地域における調査能力の開発の援助
- 4、発展途上の地域内の大学間およびそれらの大学と工業国家の大学との間の対話の強化の援助
- 5、教育革新の指導者であること
- 6、発展途上の地域における小さい隣国を勇気づけ援助すること、発展途上の地域から、できるだけ、必要な才能が流れ出ないようにする処置をとること
- 7、工業化諸国の学者間の協力を容易にし促進する制度の準備をすること

⁴⁾ Coombs, Philip H.,: The World Educational Crisis, A Systems Analysis, 1968, 日本訳 p. 200-201 参照。

大学がこれらの責任を拒否するなら、大学およびすべての文明は敗者となるだろうと、クームスはきめつけるのであるが、こうした任務を、特に先進国の大学は大いに果すべき新しい大学の課題として認識しなければならないだろう。

拡大の原因に、今世紀初頭以来の高等教育機関に在籍する女子学生の増加現象も付け加えらるべきであるが、増加の度は、女子が達成した社会的独立の程度によって国毎に異なるのである。高等教育施設への女子の進出の強化は大学の在り方を大きく変えることにもなるし、女性の発言権を強めることにもなる。

以上の諸原因が相合して高等教育機関の加速度的拡大を産むに至る。前進の推進力が最も強力なのは高度の工業国であるが、高等教育の拡張がより難しくかつより必要である開発途上国においても推進力の強いことは先進国の場合と同様である。

全世界にわたる社会革命の強力かつ浸透的な反映として高等教育は亦拡大される。この革命は、人間の尊厳の理想を実現化し、教育の領域では、富・階級・人種・性別を超え、能力ある青年男女の高等教育への進学を阻む恐れのある障害を凡てこわすのである。高等教育への進学を、エリート育成という特権的現象でないようにするためには、教育資源をすべての人に広く平等に開放しなければならない。かつては特権的であった高等教育の民主化過程は全世界を通じていろいろな方法で今日進行しているのである。

現代産業社会の大多数の人たちの生活水準の向上と所得水準の全般的上昇は多くの親たちに影響を与えたが、新聞・ラジオ・TVの力なども子どもたちの教育的期待を増大させたことも無視されてはならないだろう。

学校卒業者に対する高等教育への機会の拡大化に加えて、成人のための新しい機会が開かれるに至り、それがTVのような技術的教具の援助によるパートタイムの教育または通信教育によって高等教育の資格を与えようとすることになる。かかる成人教育の形式における高等教育の機会均等という現象も留意しなければならない。通信大学や放送大学構想は今後大いになされることだろう。多数の成人が高等教育を、学校生活を終えた後の正常な望ましい教育の機会均等要求と考えるようになったことも急激な拡大の強力な原因である。

高等教育の民主化過程のもひとつの異なる側面として、多くの国で、今世紀初頭に中等教育制度から成長して中等教育と高等教育との間の一の無人地帯にできた多くの機関が、今日では真正の高等教育機関に昇格しはじめていることが挙げられよう。これらの中、最大のものは、教員養成と技術者養成の二つの機関であるが、福祉事業家、看護婦、行政官その他の職業の養成施設もふくまれている。

教員養成につき一言すれば、教員養成が専門職養成としてよりも普通の職業教育と考えられている国では、養成課程は比較的短期に、その内容は実用主義的になされ、従って教員養成機関は高等教育機関の外におしやられる。技術カレッジの内部で、基本的な科学的原理よりも実際技術に大きく力点がおかれる国でも、技術カレッジは高等教育の主要機関と同一群には入れられない。

かかる機関に付与される低い地位は、今日では多くの国で変化しつつあり、例えば連合王国では1946年以後は教員養成カレッジが University Institute of Education の設置を通じて大学と結びつけられた。ロビンズ報告書の勧告が実現されて大学の一部となったところもある。英国ではまた、一群の技術カレッジが高等技術カレッジに昇格し、その diploma award には大学の学位と同じ地位が与えられているのである。

均等化の目的はまた、選抜方法の改善、学生に対する補助金計画、機関の地方分散、パートタイム課程の提供及び機関の昇格によって達成されつつあるが、この理由は、個人の成績のみを根拠とする高等教育への進学を保証しようとする希望が増大したこと、およびもしこれが実現されなければ、個人と国家を共に貧困に陥れるような人的潜在能力の大きな浪費が起るだろうという考え方によるものとユネスコ報告はいうのである。

高等教育における変化の第3の重要な側面は、現代の科学と技術との驚くべき発達に対する反応の結果である。この発達は大学の知的内容を変更し、多くの新しい種類の研究と教授の機関のぼっ興を促した。そして研究があまりに高つくようになったために高等教育の財政的地盤を根本的に変え、高等教育機関と政府機関との関係の性質をも変えるに至った。初期の大学の多くは私立であり、学生の授業料が私人の寄附によって賄われ、教会および国家との関係は政治的根拠によって決定されたが、十九世紀までに産業の要請が、各国政府に対し、私立機関を援助したり国立大学を設立することにより、高等教育に大きな役割をもつようになった。今日では特にこの過程は大きな前進をなした。経済の計画性の進展は、高等教育が産業社会の技術的要求に留意せざるを得ないようにし、これが同時に高等教育機関の政府機関に対する関係に多くの問題を提起するに至ったのである。特に大学自治という、古くからの問題を新しい背景におき、財源確保のために大学の研究を社会的俗事に深くまきこませることになるのも必然である。

科学的思考方法はあらゆる学科に広汎な影響を及ぼしたが、この思考の2基本要素として、懐疑的批判主義と想像的創造性という相反する要素をユネスコ報告は指摘する。この2要素は自由の消極的・積極的の2極点となるが、大学に対する国家統制の程度が批判的精神を鈍らせる点までおし進められるときは科学的発見の自由をおびやかす危険を生ずる。また政治機関はもともと永遠の探究などというものには必然的に深い愛情を持たないが、この永遠の探究心は科学の生命の息吹きともなるものである。が、この永遠の探究が無責任になされると、国家の安定を、または国と不可避的に結びついたあらゆる教育機関の安定を脅かすことになることも時にはあるといわれるが、これは少しユネスコ報告の考えすぎではないかと私は考える。永遠の探究に責任や無責任はない。永遠の探究心はつねに純粹生産の探求である。永遠の探究とは要するに真理の探究のことである。真理の追求は人間にとり神聖ともいっていい課題である。人間がこれに過ぎることによって生ずる悪など決してあり得ない。むしろ悪は政治的権力の介入にこそ存するものである。大学の自治といい、学問の自由というも、それは実体的存在を志向するというよりは、自治や自由を脅かすものに対する抵抗の叫びである。われわれに対し、外から圧力をもってくるものがあ

ってはじめて、自由への要求は切実なものとなる。外からの圧力がないときは、自由は無力ではかないものである。或はそれは放縦に通ずるものになっているかも知れない。圧力の現実化に応じて、自由や自治を求むる良心の声は大きくなる。そういう時にこそ、永遠の真理探究は自由の推進力となるのである。永遠の探究は真理の責任の所在を求むればこそなされるのである。

科学と技術の急速な前進から生ずる内部的問題も存在することを私たちは忘れてはならない。知識の速度の進歩は、大学での3年または4年の研究で相当な水準に達するものと考え、すべての学問を小部門に細分するか小間切れにしなければならないということの意味する。これと同時に、科学は科学的真理の深層にまで進み入り、相互の区分が明確でなくなり、生物物理学とか物理的化学とかいった新しい超学科の研究が生ずるに至る。応用科学においては断片化と超学科的研究とが共に急に発達したため、かつては新奇であった産業心理学とか電子工学のような研究が今では普通のものにすらなっている。基礎的学問研究におけるこうした変化に加えて、社会の中の人間研究に科学的方法を応用した結果、全く新しい学科が大学のカリキュラムの中に入り来り、大学内部の研究や学科の名称変更や改革を必要とするようになった。

科学と技術の進歩はカリキュラムの内容のみならず、用いられる教授方法にも影響を及ぼし、テレビジョンは大学内外のいずれの教育にも非常な価値ある技術用具であり、今や広汎に利用され、例えば、外科手術が多数の学生により明瞭に見られる医学では、大いに便利なものとなっている。機械と結合されているか否かは問わず、プログラム学習と語学学習実験室は最新の教具であるが、高等教育における利用はまだ実験段階である。電子計算機は純粋科学、応用科学および社会科学の研究を強力に援助しているが、歴史的研究や文学的研究の問題の解決をはじめ、非論理的な学問の探究にも有用なものとなっている。

この種の高度に発達した科学用具を用うれば、いわゆるマスプロ教育の欠点を補うために有効な利用も可能となる。小ゼミ形式の教育・研究運営のみでは律しきれない、現代の大学の大集団性のことを考えるとき、多人数を集めての大講義方式の採用もある時限では必要であるから、そうした多数学生集団に対する授業効果を挙げるのに、私たちは新しい発声装置のための技術用具をふんだんに用いるように留意しなければならないだろう。しかし、マスプロ教育が避けらるべきものなることはいうを俟たない。1967年11月、ロサンゼルス・カリフォルニア大学評議会に提出された特別委員会報告⁵⁾にいうように、各学科が、正規の課程の学生数の多いコースの授業を、実質的に、セミナー、または個人教授式に運営するように勧奨し、かつ、それができるようにすることが必要となろう。

この授業人数の小人数化と学科目の機能的編成とを、西独の新型大学ポッフム大学の例にさぐってみたい⁶⁾。

5) 大学問題シリーズ4, 世界の大学問題1, 1969, p. 314 参照。

6) 国立教育研究所, 西ドイツ高等教育に関する基礎資料II, 高等教育総合研究中間資料 No. 7, 1969. 7. 参照。

池田：最近の大学問題の比較研究

約一万人の学生を収容する予定のポッフム大学の構造計画の根本理念は学問的諸分野の多面的な絡み合いであるといわれる。既存の大学の専門分野および諸学部 of 細分化・孤立化により、総合大学の原理が解体し、学術的研究が危険におちいつているのが現状であるが、一方、研究自体はこれまで分離されていた専門分野の緊密な共同活動を要求している。学問研究の進歩に応じ、諸分野 (Disziplinen) 諸学部間の境界壁が崩れて行くに違いないだろうことも明らかである。かくして、分裂の危険を防ぐこと、共同活動を促す研究に最適の場をつくり出すとともにそれらの統一性と多面的絡み合いを学問教授においても生かすようにそれらの場を整頓することが必要となる。

ポッフム大学はこの課題を解決するために、その構造計画において慣習的な学部区分 (Fakultätsgliederung) を避け、諸科学を、緊密な内的事実的関連 (ein engerer inner sachlicher Zusammenhang) を示す部門 (Abteilungen) に排列するが、同時にこれらの諸部門の間に、多くの横の連絡 (Querverbindungen) を、なかんずく諸部門の領域をこえ出ている研究室 (所) によってつくる。ここで部門というのは、真の学問上の統一 (echte wissenschaftliche Einheiten) に等しく、諸専門の外的な合計ないし累積を示すものではない個々の「部門」の間には、必然的な横の連絡が、より容易に、より柔軟に設けられる。この部門は西独の大学の個々の領域で普通使われている学科 (Abteilung) とは異ったものである。

ポッフム大学においてはまた工学 (Ingenieurwissenschaften) が重視されるが、すべての領域で求められている諸分野の絡み合いのポッフムにおける明白な証拠は、工学部の挿入である。しかしそれはある総合大学と工科大学の外面的結合、工学部門の名称下における単なる工科大学の模倣を意味するものではない。ここでは、多くの生活および学問領域に対する技術の今日的意義に応じ、他面これまで工科大学で育成されなかった諸分野から生じ得る刺激を工学に対しても与えるために、工学を自然科学や精神科学とも密接な関連にもたらすのである。

ポッフムの構造計画においては不可欠の講座のみ示され、将来ここに指示されていない研究の方向や個々の分野が組み入れられる余地を残すのであるが、現在大体18の部門が設けられている。ポッフム大学の構造は次の如くである。

ポッフム大学の構造

I. 福音神学部門	III. 哲学, 教育学, 心理学部門
II. カトリック神学部	IV. 歴史学部門
	V. 言語, 文学部門
XVI. 自然科学的医学部門	VI. 法学部門
XVII. 理論医学部門	VII. 経済学部門
XVIII. 臨床医学部門	VIII. 社会学部門
XI. 数学部門	
XII. 物理学部門	
XIII. 地理, 天文学部門	
XIV. 化学部門	IX. 機械, 構造工学部門
XV. 生物学部門	X. 電気工学部門

中央部
学長, 評議会等
大学図書館
講義室
大食堂

第4に問題となってくるのは計画化の動きである。多くの国が経済の計画化を構想するようになったが、国民のすべてに繁栄と閑暇を与える手段は、核原子力とオートメーションを産業に応用しはじめた国々に存在するものであり、かかる目標の達成は、経済的・社会的・教育的計画化の利用によって援助される。経済計画の一般的傾向は、計画期間として5年が普通だったが、現在では7年にひろがる場合が多い。この7ケ年計画を成功させるには、全面的に、訓練された専門家、準専門家、熟練および未熟練労働者の正確な数を知ることが必要であり、そのためには訓練機関から正確な時期に正確な比率で割り出せることが可能でなければならない。別な表現をすれば経済的計画化とは正しく接続された計画の形成のことである。経済発展の必要条件は教育制度の高等教育部門の強化であるが、それは高等教育が決定的な経済的役割を持つ専門家や研究者を産出するからである。特定部門の産業の準専門家や熟練労働者でさえ、彼らを教える教員が既に存在していなければ利用することはできないのであるが、教員養成は高等教育の機能の一つであり、従ってこの段階の計画化が他の段階の計画化の基盤でなければならない。

経済の5ケ年計画は教育計画の形成に基礎づけられるが、この場合訓練の決定は、訓練生が高等教育機関を卒業する約7年前に行われなければならない。彼らの教育は教員養成機関の数と種類に依存し、その決定は更に7年前に行われなければならない。故に5ケ年の経済計画に役立つためには、これに対応する約20ケ年の教育計画の形成が必要となるのである。

経済計画に伴う教育計画は世界の工業国にとり重要であるが、最近工業化しはじめた開発途上国に対してはさらにいっそう重要である。これらの国々は経済発展のはじまりがおそく、一般的な生活水準が他国よりはるかにおくれているから、彼らはこのへだたりを縮め、自然資源の最大限の開発を熱望し、その成否が他のいかなる単一要因よりも、専門家行政官及び教員の養成にかかっていることをよく知っているのである。合理的な発展をなし、利用し得る資源から最大限の成果を確保するには、高等教育が向う20年間計画化されねばならない。高等教育への投資は豊かな収益をもたらすが、その費用は非常に大きい。開発途上国は自己資源によっては高等教育を進めることは出来ないから、資金と外国人教師との両面で外国援助に頼らざるを得ない。世界の富裕な工業国からのこうした援助は、後進国の将来計画のために必要なのである。

大学が真理と人類の福祉の探究に従事する機関である限り、大学相互の間に協力関係が存在すべきことはいうまでもない。地域間の大学相互間の協力や、国際的な場における協力など、協力にはいろいろな形がある。協力のための諸機関の構造的配置は、教育的事項と高等教育の事項に関する国際的協力、並びに、学生、教員および研究職員の経験や観念の交流と財源の交流へと導く急速に増大しつつある諸計画というはば広い状況の中で考察すべきことももちろんだが、このような活動は、ばらばらな知識の孤島にとどまりがちな機関の間に、多くの結びつきをもって高等教育をうけている男女の大集団が困難と成功を分かち合うのを援助するのである。分裂の世界から、資源保護と協力との統一的世界への困難な移行過程の中で、特に今世紀の後半においてこれらの仕事は達成されねばならないのである。

四 学生参加の問題

今日新しく大きく取り上げられている大学問題の一は学生参加の問題である。大学の運営管理に学生が参加することを単に学生の意思の汲みとりと考える立場からは、学生の大学といわれる、中世のボロニア大学の先例をあげることを意識的に避けて、近世大学と中世大学間に一線を画そうとするが、もとより中世と近世とでは一切の構成の原理や組織を異にすることはいうまでもないとしても、両者が全く断絶したものとしてみんならのつながりも見ないことは誤りであろう。近世は全く突如としてあらわれたものでないこと改めて説明を要しないところである。それはただ発展段階の相違を示すにすぎないのである。

中世の大学の国際性は一応、18〜9世紀において国民化の現象をみたものの、今日また大学が脱国民化の現象を見せ、国際化の傾向を復活しつつあるのは、大学の性格がもともとから国際的であるからである。知識というものは発達すればするほど、視野が拡大されて特殊を普通の相の中に包摂するものである。知識の世界に立つものの共同の場即ち知識共同社会が大学である。そこには人種や国家の限定による相違があってもいい筈のものではない。またそこに存在するものの身分の区別があってもいいものでもない。

この意味で学生の大学と呼ばれたボロニア大学で国民別団体が学生団体の単位構成体として存在したことを想起するならば、いかに学生団体の力が大きかったかを理解することができるのである。国民別団体（或いはこれを学生の出身地方別団体として理解してもいい）が存在したことはいかに全体としての大学が国際的であったかを物語るものである。構成単位としての国民別団体はボロニアの場合、外来者団体であったので、おのずとボロニア市当局と何かと利害対立し、自衛組織としての意味を強く持ちはじめ、その統率者を自らえらぶようになった。学生自らのえらんだレクターが後の大学学長となるのであるが、当時の学生、特にボロニアの場合には有給の牧師などが学生となっていたため、四十代の年長学生も多かった。従って今の若い大学生とは異質であるから、論者は今日の大学の在り方と異なるものとしてボロニアの学生団体を規定するのであるが、今日といえども、博士課程の大学院学生が大学構成体の中にふくまれるから、いちがいに今日の大学は若い学生の集まりとのみは規定できないし、また、学生の年齢の差からのみ中世大学と近世のそれとの区別をすることも妥当ではない。特に今日の学生は働いて金を儲けることも知っている存在であることを考慮の外にはならないだろう。

現代の学生の地位規定の変更についての事情を先ずフランスの場合に照して考えてみよう。

1968年の春以来の学生叛乱においてパリ大学ナンテール分校を中心として起った学生叛乱は大きく世界の学生運動の動向を決定する画期的な出来事であった。反ナチ抵抗運動において学生たちはいろいろな、政治的・社会的・教育的・文化的・宗教的組織に結びついたが、結局、単一の Union Patriotique des Organisation Étudiantes, (UPOE)) を組織した。この組織が、旧いフランス全学連 (Union Nationale des Étudiants de France, UNEF) がこうした形式の学生議会

に内在する無限の分派闘争の危険をおかしてとり上げた課題のすべてを採用すべきか、或は徐々に UNEF を獲得してそれを内部から変えるかするやり方をとるべきかにつき、問題となったが、終局的には第2の形式がとられ、UNEF に結集した抵抗運動の地方指導者候補たちが大抵指導者にえられ、信用を失った古い指導者と争って勝ったのであった。1946年のイースターにグルノーブルで年次大会を開き、えられた指導者たちは信任された。学生団体の利益の古い防衛を、社会的・政治的な責任の新しいイデオロギーと和解させるために一つの道が見い出されねばならなかった。それは、社会的に意味あることばで学生の身分を定義するためにはじめて企てられた注目すべき憲章を通じてなされ、「学生は若い知的労働者である」というのがその合言葉で、つづいて学生の権利と義務が強調されたが、1946年という戦争直後の解放時代を反映してか些か誇大な表現の感が無きにも非ずである。しかし、学生を知的労働者といきった勇氣はほめられていいものである。その概要は次のようである。

「前文——フランス学生の代表者は合法的に1946年4月24日グルノーブルで全国大会を開催した。この1946年という年は、フランス全国労組が人権および市民権の新しい宣言を作成した年でありました、労働者や青年が人間の仕事の社会的・経済的革命的基盤を明らかにして深い歴史的意義が感ぜられる年なのであるが、この時を機会に学生たちは一致してフランスを再建せんとする努力に喜んで参加すべきことを主張するのである。フランス国民の自由のための戦いで死んでいった国民の最善の範例に誠実に、フランス学生が彼らの目的の自覚の絶頂にあった時の伝統的目的に誠実に、彼らを管理する諸制度の陳腐な性格を認識して、フランス学生は次の如き諸原則を、彼らの行動と要求の基盤として自由に規定することにより、過去にしばしばあったように、フランス青年の前衛に入るべく決心したことを宣言する。

第1条—学生は青年知的労働者である。

(青年としての学生の権利と義務)

第2条—青年として学生は、自然的・知的・道徳的見地から、社会的に特別に考える権利を持つ

第3条—青年として学生は、国家や世界の青年に対して義務を持つ

(労働者としての学生の権利と義務)

第4条—労働者として学生は、最善の条件で働きかつ生活し、労働組合の権利の自由な行使によって個人的にも社会的にも独立者である権利を持つ

第5条—労働者として学生は、可能な限り最高の能力を獲得する義務を持つ

(知識者としての学生の権利と義務)

第6条—知識者として学生は、真理の追求とその第一条件である自由への権利を持つ

第7条—知識者として学生は、次の義務、即ち、文化をひろめ豊かにし、歴史の意味を評価する義務を包含する真理を定義し拡充し防衛する義務と、知識者のために最初の思いやりである、すべての圧迫に対する自由を防衛する義務とを持つ

池田：最近の大学問題の比較研究

かくして戦前に比ぶべきものがない、様式と行為の両方における大衆的・民主的組織にフランス全学連はなつたのである。たとえ、表現に派手な固さがあるとしても、この迫力が生れるまでに学生は成長したわけである。「学生の大学」の概念を否定すべく、中世の大学を特に否定するのは何だか時代錯誤の感がしないでもない。

1968年春のパリ大学学生動乱はフランスの高等教育を一挙に旋回させたが、学生参加も法によって保証されるに至った。フランスの高等教育基本法は1968年11月12日に施行されたのであるが、同法は第一条において先ず大学の使命を次の如く規定する（以下この法文の訳は国立教育研究所の高等教育総合研究中間資料 No. 5 による）。

「大学および本法の規定が適用される機関の基本的使命は、知識の練成とその伝達、研究の発展、および人間形成にある。大学は、文化と研究の最高水準を保ち、それをもっとも望ましい形で発展させること、そして適性と能力あるすべての者を受け入れることに努めなければならない。大学は、あらゆる分野の人材を供給し、各地方の社会経済的発展に参加することによって国の要請に応えなければならない。このため、大学は産業技術の革新によって要求される民主的進展に順応しなければならない」

大学の運営管理への学生の参加については、第13条に、「各評議会は参加の精神にもとづき、教員、研究員、学生および教員以外の職員によって構成される。いかなる者もふたつ以上の大学評議会もしくはふたつ以上の教育・研究単位機関の評議会に選出されることはできない。同様の精神にもとづき、大学および大学から独立した公的機関の評議会にその学識とくに地方の諸活動における役割にかんがみて選ばれた学外者の参加を規則によって定めなければならない。その人数は、評議会の定数の6分の1以上3分の1以下とする。同様に教育・研究単位機関の評議会にも学外者の参加を規則によって定めることができる。この参加に関する規定は、大学を構成する教育・研究単位機関に関しては大学評議会が、大学および大学から独立した学術的文化的性格の機関に関しては高等教育・研究全国審議会の意見を徴したのち文部大臣がそれぞれ認可するものとする。教授・助教授・専任講師もしくはこれらと同等の職務を遂行する教員代表は合同機関すなわち学生が加わる評議会その他の機関において学生代表と少なくとも同数でなければならない。教授・助教授の職務を遂行する教員代表は、高等教育・研究全国審議会の意見を徴したのち文部大臣の承認した場合を除いて、教員全体の代表の60%以上でなければならない。研究計画の決定およびこれに必要な予算の配分は、教授、助教授、ときには専任講師の職務を遂行する教員、および同等の研究員、ならびに学術的識見にもとづいて選ばれる学識者から構成される学術委員会のみがおこなう。研究のセンターおよび実験施設の運営については、教員、研究員、学生の選挙母体のみが関与しうるが、これらの選挙母体によって、教員および学問的業績をもつ研究員、および研究活動に従事している第3期課程の学生が選出されるものとする」と必要案件に応じて参加を認めている。更に第14条は、「教育・研究単位機関の評議会、大学評議会、および他の学術的文化的性格の公的機関の評議会における各種の代表は、それぞれの選挙母体により無記名投

票によって定期的には選ばれる。みずから投票できない学生が代理を通じて投票でき、あるいは次項の定める定数の算定から除外される条件については政令でこれを定める。学生の代表は、パンシャージュ(panachage) (訳者註—同一投票紙に異なる系統の人々を記入したり、あるいは異なる系統の双方に票を分ける方式) や優先決定投票の方式(vote préférentiel) でなく、連記により、比例代表によって選出される。投票の適法性と被選出者の代表性を確保するため、とくにふたつ以上の教育・研究単位機関に重複選挙登録することの禁止、および在学生数の60%を下廻りえない投票定数を設定することを通じて必要な措置が講じられる。もし投票数が在学学生数の60%を下廻るときは、割当議席数は投票数に比例して決定される。学生代表の選挙は、学年もしくは学習課程(cycle d'études) ごとに行われる。投票権は、前年度に学習を正常に履習した学生に与えられる。第1学年の学生代表の比率は2ヶ年以上を含む単位機関の全学生代表の5分の1をこえることはできない。高等教育機関に正規に登録した外国人学生は投票権をもつ。相互協定を結んでいる国の出身の外国人学生のみが被選挙権をもつものとする。選挙母体の構成および選挙に関する上訴の方式は政令でこれを定める。」と投票に関し規定している。

以上第13条第14条を全文あげたのは、学生の運営参加につきその状況を知りたいためである。学生の投票数を、前年度に学習を正常に履習した学生に限定していることや、第1学年の学生代表の比率は2ヶ年以上を含む単位機関の全学生代表の5分の1をこえることはできないとしている点、学生に対する大学側の見識を示したものといえるだろう。

学生団体について、19世紀初頭のブルシェンシャーフト成立以来、何らかの意味で問題をなげかけているドイツ(西)の場合を考察してみよう。

ヘッセン州文部省の「ヘッセン州総合大学法草案」(1968年10月)をみると、大学総会(Kon-zil)への学生参加については、第10条第2項に、「大学総会は120名の成員を有する。それらは、大学教官集会(Versammlung der Hochschullehrer)、学術的協力者集会(Versammlung der wissenschaftlichen Mitarbeiter)および学生議会(Studentenparlament)によって同じ割合で秘密投票により決定される」と規定されている。因みにこの総会の会議は公開である。大学総会の会議を準備し主宰する理事会(Vorstand)にも学生代表が参加する。これは大学総会の成員の中からえらばれ、理事会は3名の成員とその代理者から成るのであるが、各1名の成員と各1名の代理者は、大学教員、学術的協力者および学生でなければならないとされている。評議会(Senet)の成員は第15条によると、1、議長たる総長、2、第1副総長(代理議長となる)、3、第2副総長、4、専門領域の部長(Dekane)、5、学術的協力者及び学生の代表から成り、5、の成員の学術協力者及び学生の代表の数は前者が $\frac{1}{3}$ 、後者が $\frac{2}{3}$ である。学術的協力者の代表者は、学術的協力者の集会によって任期2年、学生代表は学生議会によって最低1年の任期でえらばれることになって

①国立教育研究所、西ドイツ高等教育に関する基礎資料、中間資料 No. 4, 1963. 3 参照。

いる。

1968年6月の西ドイツ学長会議の結論によると、大学の諸課題と大学自治の原則については、学問が包括的に営まれる団体的制度としての大学の成員は、研究 (Forschung)、教授 (Lehre)、学習 (Studium) という課題を有すること、大学のこの課題は、芸術と学問、研究と教授の自由という前提の下においてのみ遂行され得ること、教育の場 (Ausbildungsstätte) の自由な選択への権利は、大学にも妥当し、そこから学習の自由が生ずることが述べられ、大学の自治は、大学の諸課題の遂行と、効果的な団体的自己統御の確保に奉仕するものとされている。協力の諸原則については、教授者と学習者の団体としての大学の業務は、大学のすべての成員の審議権、決定権に原則的に帰属するが、その際大学の成員の異った、資格・機能・責任が考慮されるべきであること、大学成員の大学自治における協力は、大学の学問的効率に奉仕すべきこと、大学諸機関の人的構成においては、意志形成過程へのすべての局面、論議の完全な汲みあげ、参加者の数と当該機関の作業能力との調和がめざされるべきこと、参加 (Beteiligung) の様式、範囲並びに協力の内容と確保が、個々の成員や各機関の機能に基いて大学根本規程の中に規定されるべきことが述べられている。

協力の範囲に関し、ある成員集団或いは研究・教授の統一体の代表者数は、十分な情報や論議の基礎が確保され得る大きさのものでなければならないと同時に、当該機関の作業能力と調和し得るものでなければならないこと、自治の構造の基礎としては、できるだけ広範な決定権能を持った研究と教授の最小の統一体が適当であること、協力の分化すなわち共同決定、共同審議、出席、報告、意見聴取は、関与者及び成員集団の機能、資格および責任を考慮しなければならないこと、学術的協力者や学生の代表の選挙や彼らの自律的規程の決議などの一定の業務は専ら当該成員集団の特別の機関の管轄権に帰属し得るし、また大学の一般的機関の管轄に属する一定の業務において、個々の成員集団が決定から除外され得ること (例、試験や学位授与)、教授資格授与 (Habilitation) においては、教授団の成員のみが管轄権を有するが、大学内の公示が何らかの形で確保されるべきこと、招聘提案 (Berufungsvorschlag) には教授団の成員のみが決定に関与すべきであるが、他の成員集団も他の適切な仕方 (例えば、当該の学術協力者の意見聴取や彼らとの話し合い、提案を決議する機関における学術的協力者の代表の共同審議、審議の段階における学習者の代表からの意見聴取など) で協力すべきであること、団体的機関や執行に際して能う限りの公正の原理 (Prinzip grösstmöglicher Offenheit) が留意されると共に (客観性の確保や決定根拠の公表など)、人格の守護のために機密の原理もまた尊重されるべきことのものでい

る。

以上より考察されることは、学生参加をめぐる大学の運営管理の公的意見が感じとられることである。大学教員、研究協力者、学生などが数において対等にきめられていることが、ドイツの場合の特長である。最近ベルリン自由大学の総会が31歳の助手を学長にえらんだのもかかる構成の結果であると思われるが、この若冠学長の今後の活動が注目せられるのである。

ドイツの新型大学において学生参加がどういう風に取り扱われているかという点、先ずポッフム大学においては、大学の制度的統一のために、学生に関して重要な方途が二つ考えられ、1、一般的、組織的課題への学生たちの関与、2、学生たちに、大学の学問的、社会的な生活により強力に結合して行く可能性を与える学寮 (Kollegienhäuser) および寄宿舎 (Wohnheime) を準備することであるとされる。学生団の代表は、大学の自治機関における審議に、学生に関する事項が討議される際に、また彼らの提議が取扱われる場合に関与させらるべきであると規定されている。評議会に対して、大学の間接層といわれる教員、助手および学生団は評議会に対して提議を行ない、審議に際して代表を派遣するが、余り学生参加には積極的な役割は与えられていないようである。ここでは学部会議には、すべての官吏たる教授 (Ordinarien)、準教授 (Extraordinarien) および主たる職として大学で働いている員外教授 (außerplanmäßige Professoren) が完全な権利を有する成員として所属する。私講師 (Privatdozenten) ならびに幾種類かの大学中間層 (Akademischer Mittelbau) の教員は、代表を派遣し、各学部の助手は、学部会議に提案を行ない、審議に際して助手を代表する権利を有する1名の助手代表 (Assistenrat) を選ぶ。学生団の代表および学部学生団の代表は、審議に際して、学生の直接的かつ特別の利害にふれる事項が議せられるとき、或は学生自身の提出した提議が扱われる場合、立ち合うことができるとされている。

次いで新型大学のコンスタンツ大学の場合はどうかという点、学生は大学の重要な構成要素であり、大学の概念は学生の存在によって完成されるのであるが、大学の当面する問題は、本質的には、学生にも関係のあるものであるから、学生はその年齢と教育程度に応じて、判断し解決しうる範囲のものにとり組むべきである。大評議員会 (Großer Senat)・小評議員会 (Kleiner Senat) を設けるが、このメンバーとして学生から選出された代表の参加が認められ、教授・教育問題の委員会にも学生参加が決定されている。しかし学部会議への学生参加は必要でないと考えられているが、これはこの会議の議題が主として、学位授与、大学教員資格試験、管理上の問題に関するものであるからである。が、学生に直接の関係ある問題が討議される場合はいつでも学生の出席が認められることになっているようである。これらの会議に参加する学生は、他の一般学生の信頼を受けていることが前提とされるが、会議の他のメンバーと同様にその規約にしたがわなければならない。このような各種の会議への学生参加は、大学全体の一要素であるという学生の自覚を前提とするが、3000人の学生を理想規模とするコンスタンツ大学の学生は他のマンモス大学とは異って、明確に、精神的共同体の一部として自分を理解することができるだろうと期待されている。財政的問題の審議決定にも学生を参加させるかどうかは未定である。

とにかく新型大学の場合、旧い型の大学のように余りラジカルに学生参加は考えられていないし、また、ベルリン方式やヘッセン方式にみられる教官・助手・学生の同等方式はとられていない。

英国の場合はどうだろうか。まず、英国の大学生の全国組織である全英学生連盟と、大学副総

長・学長委員会が協議して、1968年に共同で出した大学改革案についてみれば⁸⁾、これは伝統的といわれがちだった英国にみられるものだけに私たちには甚だ興味があるものである。この中で学生参加につき、「われわれは最近数年間に社会的状況が急激に変貌をとげ、学生の年齢にある男女が一代前と考えられていたよりも早い時期に成人としての責任を全面的になうよう期待されていることを認識する。したがってわれわれは大学共同体の形式とそのなかにある学生の役割とが相応じて変革され近代化されることが正当かつ適切なことと考える」と規定していることは今後の学生の性格づけに根本原理を提供するものであろう。

学生参加の範囲については、学生の厚生福祉に関する全領域の問題は度合に差はあるが、学生が政策決定過程に参加をみとめ、教育課程や講座、教育方法、計画や開発事業に関する主要な組織的事項については、最終的決定は法的な（学則による）責任をもつ機関においてなされるべきものであるとしつつ、学生の意見を適切に考慮に入れることを重要であると考え、教員の任命、昇進、その他教員の個人的な地位に影響を及ぼす事柄、学生の入学、学力の査定・評価等に関することがらについては、学生の参加は適当でないとするも、学生はかかる事項の決定に含まれている一般的原則について論議したり、学生の意見を適当に考慮される機会をもつべきであるとする。そして、学生参加を有効的にするものはひとえに学生の参加しようとする熱意にかかるとし、大学生活のあらゆる面が学生の考慮にいれられるならば、参加を求められる学生の数はきわめて大きなものとなり、学生の必要性を理解し、仲間の熱望に共感しうる学生代表者が得られることになるし、学生組織が広はん利益団体（学科、学会等）からの学生代表者の必要な数を確保できれば、大学に対する学生の影響力は大きくなろうというのである。

また全英学生連盟がすべての学生代表者が要求している最重要事項として10項目を挙げているが、この要求の趣旨とするところは、恐らく国際的なものとして認められるものであろう。10項目とは次のようなものである⁹⁾。

1、すべての適切な大学委員会に学生の効果的な参加をみとめること。これが実現しなければ大学共同体という理念は神話にすぎない。

2、教授・学生は合同で懲罰処分問題をはじめの聴問から控訴にいたるまで運用する。

3、全英学生連盟は言論の自由を守る。連盟はいかなる政治的な大学からの干渉も受けず、みづからの組織を管理することを要求する。

4、すべての学術的講義は社会の必要性を反映するものでなければならない。講義内容ならびに教育方法を討議するため、教授・学生の合同学部委員会を設定しなければならない。

5、政府および大学当局は全学生に対し従来以上に有効な就職指導を行なうべきである。

6、学生を子供のように扱うことに対して反対する。親代り政策（*in loco parentis*）にもとづいてつくられた、いっさいの父親主義的、時代おくれの学則、規則を廃止し、教授・学生合同

⁸⁾ 大学改革研究会編、世界にみる大学改革の計画、雑誌「自由」1968. 12. p. 52-80 参照。

委員会を設置して、相互の同意にもとづいて学内規則を設定することを要求する。

7、教育大学、^{カレッジ}芸術大学、^{カレッジ}工科大学はいまや劣悪なる管理運営の犠牲になっている。これらの大学の施設はみじめな状態にあるものが多く、ユニバーシティのレベルの水準までたかめられなければならない。

8、学生はユニバーシティと認められていないカレッジの出す資格を雇用者側が十分に評価しないことに不安をいっている。連盟は政府およびカレッジ側が学生各人に対し、ユニバーシティと同等の就職機会を保証するよう要求する。

9、試験の多くは公平でない。全英学生連盟は即刻思い切った改革をおこなうよう要求する。学生の真価を正確に評価することが保証されるべきである。

10、学生は政府が以上の件について適切な対策を行うよう要望する。学生の声は正しくきかれるべきである。すべての青年は、学生をもふくめて18歳で選挙権が与えられるべきである。

かかる要求に対し、大学副総長・学長委員会は、「われわれは全英学生連盟が最近明らかにしたいいくつかの特定の重要な諸点を興味深く読んだ。それらの要求が大学に適用できる限り、われわれはこれから各大学で考慮されるよう準備するつもりである」と答えたが、素直なとり上げ方である。学生側も自分たちの「大なる勝利」としてよろこんだようである。かくて1968年10月7日に前述の両者共同の大学改革案がまとめられたのである。

アメリカの大学の場合はどうだろうか⁹⁾。アメリカ合衆国の学生運動のメッカともいうべき、カリフォルニア大学バークレー分校において、1965年3月、時の総長代理は、バークレー分校における教育目標や実践を活潑にするため、大学評議会に教育の多元的アプローチを考慮すべきことを提案したのだったが、この提案に応じて緊急執行委員会(Emergency Executive Committee)は、「教育に関する選抜委員会」(Select Committee on Education)の設立要求の決議をした。この委員会の目的は、人文的な教育と科学的な研究の伝統が量的規模やスケールの面で挑戦を受けている大学において、最もうまく進められうる方法を見出すことと、いくつかのカレッジや学部で考慮されている教育計画における改革点を吟味し、それらの教育計画の意味を考え、これらの教育計画に関する情報を適当な手段によって伝達しようとするものの二つである。この選抜委員会は議長のチャールズ・マスカティン(Chales Muscatine)以下8名の委員会で、この報告がマスカティン報告と言われるものであるが、これは主としてバークレー分校の学生についての詳細な分析と教育内容及び教育組織の改革を主目的とするものであったのに対し、1967年1月に、大学評議会バークレー部局とカリフォルニア大学学生連合の評議会の合作により出来た「大学の管理に関する研究委員会」は、大学評議会の要求により、全面的に学生に委託すべき、政策立案や管理上の諸領域と、全面的に教授団ないし行政官に委託すべき諸領域とを定め、また学生が或いは教授団メンバーや行政官が、3者の中他部門からの十分な参画を得て、主要なる責任をもつ

⁹⁾ 国立教育研究所、カリフォルニア大学バークレー分校の大学改革レポート、高等教育総合研究中間資料 No. 1, 1969. 3 参照。

べき諸領域を定めること、教育政策の形成に、学生の参加を増大させるための可能な方策を考慮すること、全学的な問題を考慮するために、学生が適当に参加することを促進する機関を創設する方策、規律上の手続きや裁判上の判断の公平さを評価しなおす方法および学生でない者の学園での活動に対する政策を考慮する方法を検討することを主たる課題とした。この報告書の中で学生参加については、代議制の中央の学生組織である学生評議会（Student Senate）を新設し、学生が大学の管理運営に参加することを保障する重要な機関であるべきであるとし、学生を、理事、行政官および教授団とともに対等な重要性をもつ教育機関の構成員と規定する。また、学生参加問題は、権力に基礎をおく関係というよりは、メンバー間の教育的関係を特に考慮した高度に人為的な共同社会の建設にあるとし、私利を超越する創造性や知性を示してきた学生たちの建設的・潜在的エネルギーを大学の政策形成や管理運営、教育方法の改善の面に生かしていくことが、学生参加の教育目標であると規定する。そしてさらに、教授団、学部長および行政官が学生を未成熟であるとして、親代わりの立場に立つ父親主義による権威の乱用を警告し、学生を成人として扱うべきであるという。従って、学生の一時的な地位によって、学生に責任ある行動を期待できないとする論じ方や、大多数の学生たちの学生参加に対する無関心の故に不必要であるとする考え方を排し、積極的に彼らの新鮮なアイディアや緊急性に対する感覚によって、停滞的な大学問題に通風をよくするように努めるべきであるというのである。

リースマンはかつて、学生の問題を完全に掌握できる自治会をつくらうと思うかわりに、もっと実際のわれわれには建設的とみえるアプローチは、学生に対し、大学のすべての問題に関してより大きな、しかし独占的ではない発言権を与えることだと思われるといったが¹⁰、今日の大学において、学生の参加を抜きにして問題を解決することはできないのである。問題は正当な代表性をもった学生の選出の如何にかかっているが、これさえ保障されるならば、大学当局は学生を信頼してまかしてい行政事項が多々あることを知らねばならないだろう。

私たちの国では学生参加についていかに考えられているか。昭和44年4月30日に中教審が文部大臣に答申した、「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の中で学生参加について述べられたことが一応官辺筋の公式的見解とみていだろうから、以下答申に述べられたことを考察してみよう。

答申は先ず、「学生参加については、諸外国においてもいろいろな事例がみられるが、各国における大学の成り立ちや学生の気風その他の歴史的・社会的背景が異なるので、これらの例が必ずしもそのままわが国の大学にあてはまるものではないことに留意する必要がある」とのべて、外国の例にならうことを警戒する。学生参加の意義については、「大学における学生の地位とその役割にかんがみ、その正当な要請を大学が適切に受け止めるための非常的な体制を整え、全学的な意思疎通の道を開くとともに、学生の希望や意見を大学の意思形成の過程に取りいれて、大

10) David Riesman & Christopher Jencks, *The Academic Revolution*, 1968. 邦訳41頁参照。

学の運営と教育・研究の活動を積極的に改善する契機とすることであり、あわせて、学生参加の体験を通じて学生の社会的成熟が助長されることを期待するものである」というのであるが、参加を学生の教育の手段とする教育意識が優先する発想である。が、今日の学生権力の側が要請する「参加」はこのようなものではないことを私たちは理解する必要がある。

さらに、答申は学生参加の領域と限界については、「学生の希望や意見を積極的に取り入れることが適当な領域を考える場合には、上記のような学生参加の意義からみて、それぞれの分野の問題について学生がどの程度の知識・経験・責任能力をもつものと期待できるかを判断の基準とすべきである。学生の課外活動や福利厚生事業と修学環境の整備ならびに教育計画と授業の内容・方法の改善などの分野については、取り上げる問題が適切であれば学生参加の効果が期待できるものと考えられる。しかしながら、教職員の人事、学業成績の評価、学校財政などの分野は、学生参加の領域に含めることは不適當である。なお、学長、学部長等の候補者の選考について学生の信任投票を行なうことなどを大学の正規の手続きとすることも不適當である」というのであるが、余りに発想は後退的である。

学生参加の形態と条件に関し、意見聴取と代表参加に分けて次のように説明する。

前者は「組織的に全学生の意向を調査したり、公聴会を開いたりする方法などである。この場合には、問題の取り上げ方について学生の希望をあらかじめじゅうぶんに取り入れるべきであり、結果の処理についても、学生に周知させることが望ましい」と説明し、後者については、「代表参加は学生参加が適当と思われる領域に含まれる問題を取り扱う大学の公式の機関に、正式の構成員として学生の代表を加える方法である。この場合の学生代表は、代表となるための所定の条件を具備した者の中から、問題の性格に応じたいろいろな学生の選出単位ごとに、投票権をもつ者の大多数の意思表示によって公正自由に選出されたものとする。この代表は、特定の学生団体の利益だけを代弁するものであってはならないし、また、その参加した機関の構成員としての規律に服する義務を負うものとする。この方法は、学生の意見を取り入れることを制度的に保障することであるが、学生代表と学生一般との間の意思疎通が途絶しないよう配慮すべきである」と説明するが、この区別説明は妥当といえるだろう。

学生代表を参加させる機関について、「意思決定機関の諮問を受けてそれに答申する機関や特定の事案の事前審議により意思決定に参与する機関などが考えられる」とし、「学生の地位からみて、大学の実質的に最終的な意思決定機関に学生が参加し、またはその機関の決定に対して学生が拒否できる制度を認めることは適当でない」とのべてその限界を明確にしているが、これは今後の日本の学生参加のきめてとなるだろう。また、協議会形式において、学生団体の利益を代表する者と大学管理者が相対立する立場でいわゆる交渉関係をもつことは、機関の構成員が一定の役割とそれに伴う責任を分担する代表参加とは異なるとし、この場合の交渉は、労使関係の交渉とは本質を異にし、その協議が整わない限り大学の意思決定が行なえないものとすることは許されないというのも、大学当局に採用される公算の大きい見解となるものと思われる。

こうした保守党政府寄りの見解に対し、革新的な学生団体の側からは大いに異議の出ることと思われる。学生団体の中には、大学の運営管理に学生が参加することは体制内に入ることになるから不当とする考えのものもあるようだが、ある種のものには権限的参加を認めるという程度の参加はこの際認めてもいいのではないかと思う。学生が権限的参加をすることについては現実的に考えていろいろと難点があることは事実であるが、親代り政策から単純に学生を庇護的存在とのみみていつまでも子供扱いをしていては、大学改革問題は決して解決されないだろう。私たちは学生を、大学の意思形成もしくは意思決定に権限を持ちうる存在と解し、学生の能力の範囲内で参加の領域を決定すべきである。

大学自身が学生参加についての問題点をどうみているかを、東京大学改革準備調査会の第一次報告書（東大問題資料3）について考えてみよう¹⁾。

「学生は第一義的には、自己の学業のために大学に入るのであって、大学を管理運営する任務を担うべく大学にはいるわけではない。また大学において過ごす期間も限られている。ここに、多くの学生にとって、大学についての知識・関心の不足、責任感の稀薄が生ずる基本的な原因がある」とこの報告書はいうが、学生の身分的規定を考える場合に基本的なこととして誰しも肯定できることである。また、「大学の日常的な運営の仕事は、地味で忍耐を要するものである。また管理運営に関する意思決定を行なうにあたっては、具体的な諸条件をふまえ、広い視野と鋭い洞察力をもって慎重に判断を下すことが必要であるが、学生はそれに要する知識や経験を十分にはもっていない」といって、平常時において学生の大学の運営に対する深い関心を維持してゆくことが必ずしも容易ではないことを指摘しているが、これらのことは大学運営の意思決定に学生が演ずる役割に大きな制限を与えるものであることを示唆するものである。また、この報告書は、「学生は、教官と違って、大学で学ぶ期間は短かく、かつその期間は学生の一生にとっては、学問的能力を身につけるうえで特別重要な意味をもつ時期なのであるから、できるだけ学習に専念することが望ましく、大学の管理運営にそれほど大きな負担を負うべきではないだろう」ともいうが、これ亦無視できぬ事実であるといえよう。学生が現実を負いうる責任の範囲についてもその限定されていることは、「大学が意思決定を行なう事項には、その決定の効果がただちに現われるようなものとそうでないものがある。とくに、教育方針や研究体制に関する決定はほとんどつねにかなり長期間の後にはじめて効果が現われ、その是非が判定されることになる。このような場合には、決定に参画した学生は、卒業してしまっており、決定の結果について反省し、その責任をとり、改善につとめる立場にはないということになる」ということから理解し得るが、これまた私たちも考慮しなければならないことがらである。

その他、特に私たちの国の場合、考慮しなければならないのは大学外の勢力によって支配され易い状況が学生集団の中にあるということである。マルクーゼの言葉をくり返すわけではないが、

1) 東大問題資料3 東京大学改革準備調査報告書、65～6頁参照。

大学は今日すでに政治の過程の中に入っているのである。アメリカの大学教師ですらもが、「大学がその正常な機能のなかで政府を支持するのは、一つの政治行為である。大学が政府に無関心なのも一つの政治行為である。大学が政府に反対するのも、一つの政治行為である。大学が政府との関係でどのような行動をとろうとも、大学は政治にたずさわっているのである¹²⁾」というほどに、大学はどここの国でも政治の過程の中に入っているのである。

とすれば学生集団が政党の組織の中にくみいれられても不思議ではない。ある政党は政治運動の直接路線に、別のある政党は採用保障を約束して企業体のネットワークに、もひとつの政党は直接の前衛組織として、学生集団をそれぞれ結びつけるが、革新と保守をとわず、既成組織の秩序に従うをいさぎよしとせず、自ら直接行動へと走る学生集団もある。いまさら、政治行動をせぬ学生集団からのみ学生代表をと要求しても、時勢の歯車にのる学生集団には何の影響力もない。公平に各種学生集団の代表者から成る一群を、大学の運営管理面の審議会に送らねばならないことになる。

学生参加の方式については、意思決定のための機関に学生がメンバーとして参加するメンバーシップ方式、意思決定機関に学生がメンバーとして加わらないが決定にいたる過程で学生委員会や個々の学生に、意見書の提出を求め、または学生の意見を聴取して、意思決定に学生の意見を反映させる諮問方式、教官集団の代表と学生集団の代表との間の交渉によって事を決する交渉方式、教官側若しくは大学当局が一応決定した案につき学生の賛否を問ひ反対の意思表示がなされたときにはその案が成立しないものとする拒否権方式などがあるが¹³⁾、単純に大学の管理運営への学生の全面的参加を採用するのは不可である。全面参加は、学生の第一目的である学業から学生の時間やエネルギーを奪って現在の機構における非効率・無責任などの欠陥を拡大再生産するに終るだろうからであるとの報告書はのべているが、これまた私たちの十分留意しなければならない点である。

学生参加を認めることは学生に迎合することを意味するものではない。それは、責任を遂行することによって、学生自身が自己に潜在している自由の行為能力を吟味し試練することを目的とする。私たちの立場からいえば、青年の可能性に賭けるわけである。大学外の勢力によって動かされ利用されることの余りにも多い今日の学生を、大学自体の力の中に取り戻すことができるように、大学自体強化されねばならないことはいうまでもない。大学自体の内部に青年のエネルギーを結集して外圧に当れるよう、大学自身が力をもつことが何を措いても今日では肝要なのである。大学が青年の力を獲得し利用することができてはじめて、大学は社会に対し、はたまた国家に対し、その変革を迫ることもできるのである。青年学生のエネルギーを大学の力の根源にしなければ、大学の自治も学問の自由も空念仏に終るだけである。

最後に、大学教師自身、即ち私たち、(責任の主体を明らかにするためにいえば私)は、大学

12) Immanuel Wallerstein; Uuniversity in Turmoil, 1969. 邦訳, 大学闘争の戦略と戦術, 9頁。

13) 前掲東大問題資料3 66~68頁参照。

教師という特権的温床の中にアグラして惰眠をむさぼることは絶対に許されないことであると、自戒したい。大学教師の無能があったればこそ、学生を革命行為にかりたてることができたのだと反面教師よろしくの恰好で世迷いごとを述べて逃避することなど、世間の大衆が許すことではない。大学教師はこれから、権力側からも企業側からも、はたまた学生の側からも、たたかれ、責めさいなまれて苦しみ悩みつけなければならないだろうが、権力にこびたり、その上にアグラをかいて満足しきるのよりは、攻めたてられ苦しめられる方が、大学教師を大衆教師に成長させる試練として必要であることを認識したい。いかに若い世代から罵倒されようと、告発されようと、じーっとこらえて自らを向上変化さすべく鞭打たれねばならないのだ。この忍耐によってこそ、青年を犠牲にすることの余りにも多かった革命闘争を顧みて青年たちの行動に無駄や浪費をなからしむる工夫も生れるだろうし、必要に応じ英知ある反権反抗の姿勢を青年につくる知恵も出てくるというものだろう。失われた大学教師の信用が回復されるかどうかは、私たちの自主的努力を一段と高めて若い世代と連帯の下に大学体制の再建を実現することができるかどうかにかかっているのである。

(1969・12・15)

(比較教育学教授)

附 記

第2節は Betteridge, H. T., Academic Freedom, in Universities Quarterly, Spring 1969, p. 189-202 を参考にした。